

は仲足彦(ナカタラシヒコ)。景行天皇の御孫。日本武尊の第二皇子。天皇の御代に筑紫の熊襲が叛いたので、天皇は親征したまひ、皇后と共に長門の豊浦で、軍備を整へさせられ、更に進んで筑前の橿日(カシヒ)宮にましました。不幸にして未だ熊襲の平定しない前に崩御あらせられた。壽五十二。

【熊襲】クマツ。上古、日向・肥後・大隅・薩摩地方に住んでゐた土族。慍悍で王化に服せず、屢々邊境を擾した。かくて景行・仲哀の兩朝に征討を受け、その多くは同化した。一部は後世までも同化しなかつた。史上に隼人(ハヤト)として現れてゐるものは、即ちこれである。

【行宮】アングウ。天皇行幸の御時、かりにその地に設けたまふ宮。かりみや。行在(アンサイ)。行殿(アンデン)。「アン」は「行」の字の宋音。

【神(カム)さりましましき】おかくれなされた。崩御遊ばされた。

【神さる】は「神去る」の義。高貴の人の御死去に申し奉る語。

【神功皇后】ジンゴウクワウゴウ。御諱は息長足姫(オキナガラシヒメ)。開化天皇五世の孫。仲哀天皇即位の二年、立つて皇后とならせられ、尋いで天皇の熊襲親征に従つて筑紫に赴かせられた。皇后は先づ新羅(シラギ)を討つべきことを天皇にお勧めなされたが、天皇はこれを用ひ給はず、程なく陣中に崩じ給うた。皇后は武内宿禰と議して自ら男装し、海を渡つて、新羅を親征し、戦はずしてこれを降し給うた。かくて凱旋の途次應神天皇を筑紫に産みたまうた。ついで仲哀天皇の庶王子麿坂・忍熊二王の叛を平け、大和に歸らせられた。爾來應神天皇を奉じて政を攝したまふこと七十年、御年一百歳で(皇紀九二九年)崩御あらせられた。

【三韓】サンカン。昔朝鮮の南部に住んでゐた馬韓・弁韓・辰韓の稱。後に辰韓の地から起つた新羅(シラギ)、馬韓の地から起つた百濟(クダラ)及び北方の高句麗(コクリ)の稱。こゝは後の三韓の方である。

【高句麗】は又高麗(カウライ・コマ)ともいふ。

【諸皇子の亂】麿坂・忍熊二皇子の亂。

【麿坂皇子(カゴヤカノワウジ)】は仲哀天皇の皇子。應神天皇の庶兄。神功皇后が三韓よりかへらせられて、應神天皇を筑紫に産ませ給ふや、皇后がその所生の幼主を天皇に立て給はんことを恐れ、皇后の御凱旋を播磨に要し奉らうと謀つたが、一日菟飼野に祚狩(ウケヒガリ)し給ひ、誤つて野猪にかまれて薨じた。

【忍熊皇子(オシクマノワウジ)】は麿坂皇子の御弟。神功皇后の御東歸にあたり、麿坂皇子と謀り、兵を起して皇后に敵しまゐらせたが、武内宿禰に破られ、遂に入水して薨せられた。

【胎中天皇】タイチュウテンワウ。第十六代應神天皇を申す。仲哀天皇の第四皇子。御母は神功皇后。始め天皇の母胎にあらせ給ふや、皇后は自ら將として三韓を征し給うた。天皇が生れ給ふに及んで、腕上の御肉が鞘のやうに隆起してゐた。よつて大輦別命と名づけ奉り、又胎中天皇と稱し奉つた。在位四十一年、壽百一歳で、皇紀九七〇年崩じ給うた。

天皇の御代は外國文化の輸入時代であつた。阿直岐(アチキ)・玉仁(ワニ)は百濟から來て漢學を皇子稚郎子(ワキイラッコ)に傳へ、縫工・織工・鍛工・船匠等は百濟・新羅から來住して諸種の工藝を傳へ、支那人も亦歸化し

て養蠶・紡績の術を傳へた。

【聖運】セイウン。天皇の御運。

白居易の詩に「啓三千年之聖運。」

保元物語の朝敵宿所焼拂の條に「聖運は月と共にぞ開きける。」

【一統の天下を云々】一つにまとまつた天下を御治め遊ばされて。

「一統」は一つにまとまること。一つにすべること。統一。

【日嗣】ヒツギ。天皇の御位の尊稱。天つ日嗣の天位。

萬葉集卷十八に「高御座あまの日嗣とすめらぎの神のみこと。」

【功もなく徳もなき盗人】足利尊氏・直義等をさす。

【宸襟】シンキン。天皇の大御心。帝居を宸といふよりして、天子を直接に斥し奉ることを憚つて、宸筆・宸翰・宸襟などといふ。「襟」は胸の意。

何遜の詩に「宸襟動三時豫、歳序屬三涼氣。」

太平記卷十三の龍馬進奏の條に「今度天下を定めて君の宸襟を休め奉りたる者は、高氏・義貞・正成・圓心・長

年なり。」

【御怨念の末】 イランネンのスエ。北朝を怨めしくおぼしめす大御心の及ぼすところの結果。

後醍醐天皇臨終に於ける御悲壯の光景は、太平記に次のやうに見えてゐる。

玉骨はたとひ南山の昔に埋るとも、魂魄は常に北關の天を望まんとおもふ。若し命を背き、義を輕んぜば、君も繼體の君に非ず、臣も忠烈の臣に非じとて、委細に綸言を殘されて、左の御手に法華經の五の卷を持たせ給ひ、右の御手に御劍を按じて、八月十六日の丑の刻に遂に崩御なりにけり。

【今の帝】 イマのミカド。現代の聖天子。こゝは後村上天皇を申す。

「後村上天皇」については、前の「親王」の條參看。

【この御光】 後村上天皇のかゞやかしい大御稜威。

【なか／＼かくて云々】 「かやうにして、結句天下太平の機運が開けてくるのだらうと思ふ。」との意。

「なか／＼」は、かへつて、けつく。

源氏物語の桐壺の卷に「御うしろみすべき人もなく、又、世のうけひくまじき事なれば、なか／＼危くおぼ

し憚りて。」

9 挿 圖

吉水神社 吉野朝皇居遺蹟

「吉水神社」は吉野神宮の舊稱。官幣大社。奈良縣吉野郡吉野山にある。祭神は後醍醐天皇。最初吉水院に天皇の尊影を奉祀したのを、明治七年に吉水神社とし、同二十五年に社殿を改めて官幣中社吉野神宮とし、大正四年大社に列し、七年現稱に改めた。

藤原資朝・兒島高德等吉野朝の忠臣を祭神とする數多の攝社が附屬してゐる。例祭は毎年九月二十七日。

後醍醐天皇は、はじめ京都より吉野に潛幸あらせられて、先づ吉水院を行宮にあてさせられ、後實城院に移らせ給うた。

挿圖にかゝつてあるのは、即ち吉水院なる行宮の御遺蹟である。かの有名なる

花にねてよしやよしののよしみづの

枕のもとに石(イハ)はしる音

の御製は、後醍醐天皇がこの院の床を御枕としてよませられたものだと傳へられてゐる。

二六 月の夜さむ

〔新葉和歌集〕

1 解 題

新葉集 シンエフシフ。

「新葉集」は弘和元年十二月に宗良親王の撰進されたもので、後龜山天皇から勅撰に准ぜらるべき勅旨を下されたのである。この集が勅撰集よりも注意さるべきは吉野朝の人々の歌集である點にある。吉野朝の人々は吉野に籠つて悲痛なる境遇を経験したものであり、その経験から自らに發した悲痛なる心情を歌つた點に於て、從來の因襲的感情をうたつた歌に對して遙かに尊むべきものがあるのである。歌風そのものに就いてはこの時代の他の歌集に比して特異な色彩を有するものではない。

2 作 者

後醍醐天皇 ゴダイゴテンワウ。

御名尊治。後宇多天皇の第二皇子。御母は後天門院藤原忠子。花園天皇の御禪を受けて御即位。時に後宇多上皇が院にいまして御

政を聽かせられた。北條高時は鎌倉にあつて、威を恣にして民を虐げ、人心が離畔した。そこで天皇は近臣と謀り、隙に乗じてこれを討たうと遊ばされた。高時はこれを聞いて兵をあげた。天皇は笠置山に逃れ給うたが、遂に賊に獲られ給ひ、やがて隱岐に御遷幸、近臣は害せられた。建武元年(一九九四)隱岐から潜かに伯耆に御徙、船上山に入り給うた。山陽・山陰の士民は、義兵を起し、天皇を奉じて京に入つた。かくて天皇は再び御位に復し給うた。時に新田義貞は上野に義兵を起して鎌倉を攻め、悉く北條氏を亡ぼし、王政はこゝに復古した。間もなく賞罰正しからずとて士民は復北條氏を思ふに至つた。會々足利尊氏は兵を起して叛し、自ら征夷大將軍と號した。賊の勢がつよく、天皇は遂に吉野に遷幸し給うた。延元四年(一九九九)崩御。壽五十二。

後村上天皇 ゴムラカミテンワウ。

御名義良。御醍醐天皇の第七皇子。御母は准后廉子。後醍醐天皇の御後を承けて御即位。時に京軍は屢、兩を侵したけれども、遂に之を覆すことは出来なかつた。在位二十九年にして正平二十三年(二〇二八)崩御。改元すること二。壽四十一。

長慶天皇 チャウケイテンワウ。

御名寛成。後村上天皇の太子。御位にいますこと五年。帝位を御

弟照成親王に御譲りになつて出奔し給うた。古來御即位がなかつたといふ説があつて御歴代に数へられなかつたが、近年の研究によつて御即位のあつたことが明らかになつた。應永元年(二〇八八)八月一日、嵯峨の大覺寺長慶院で崩じ給うた。壽四十二。

藤原師賢 タカナガシヅウ。後醍醐天皇の第一皇子。元弘の亂に際し、北條氏に捕へられて土佐の畑に流され給うたが建武中興の際京に歸り給うた。ついで足利尊氏の叛するや、天皇の御爲に各地に轉戦し、北陸經營の任に當り越前金ヶ崎城を死守し給うたが、衆寡敵せず、自害し給うた。

宗良親王 ムネナガシヅウ。後醍醐天皇の皇子。御母は藤原爲子。幼くして僧形となり、尊澄と號せられた。元弘元年笠置落城後は常に僧兵を促して皇軍のために奔走盡力なされた。延元四年後村上天皇が立ち給うた時、髪をたくはへて宗良と改め、上野親王或は信濃宮と稱し給うた。後勅をうけて中務卿征東將軍となられ、越後・駿河・甲斐・美濃・越中に轉戦し給ひ、更に關東に入り、新田氏と力を合はせて足利氏を攻め給うた。文中三年(二〇三五)吉野に詣り給うた。やがて、再び關東に下らうとなされたが果し給はず、長谷寺に入つて再び僧となり給うた。その御撰進にかゝる新葉集は後龜山帝から勅撰に准ぜられた。弘和元年(二〇四四)十二月重訂して之を上つた。時に御年七十。

谷賢門院 シンダイケンモンケン。藤原康子。後醍醐天皇の御妃で公廉の女。左大臣公賢の養女。後

村上天皇及び成良親王の御生母。元徳二年二月從二位、建武二年四月准三宮。興國中、立皇后宮。正平六年十二月新待賢門院と號せられた。延文四年(二〇一九)四月吉野に崩御。

文貞公 ブンテイコウ。藤原師賢。花山院師信の子。花園天皇に仕へて權中納言となつた。後醍醐天皇の御代、正二位大納言に陞り、天皇と北條氏の滅亡を謀つた。事洩れて天皇が皇居を出御遊ばされた時、藤原藤房と共に供奉し、途中命によつて天皇と偽稱して叡山に赴いた。事あらはれて衆徒は離散し、自らは笠置に赴いた。笠置が陥るや、藤房と共に天皇を扶け奉つて出奔し、路を失うて捕へられ、翌年上總に流された。その冬病んで薨じた。年三十二。太政大臣を贈り、文貞と諡した。

3 編纂の用意

前課に關聯して吉野朝の人々の諷詠をあげた。その期するところは次項「要旨」の欄に述べたとほりである。

4 要旨

吉野朝廷方の中心人物である人々の諷詠を味はひ、これによつて大義名分に對する信念を深く體得し、當時の南朝の人々の悲痛なる感懷を如實に捉へしめようとするのが目的である。切實なる境涯に生きた當時の作者等は、又

切實なる吟詠を以て千載の後の人心に訴へる所がある。親房の高義、正行の忠節に泣く人は、その中心たる皇族方の直接の吟懐に接して、更に斷腸の思あるべきである。「眞」は遂に「新」である。本課九首の和歌の新しくわれらが胸に沁むことを只事と思つてはならない。その底にたゞよふ「眞」に味到すべきであらう。この「眞」の感得こそ忠君愛國、大義名分の言葉に止らぬ、即ち概念に止らぬ具體的感得でなければならぬ。南朝の歴史は空想でなくて事實である、力である。理窟ではない。理窟や概念に陥りやすい忠君大義の觀念は本課九首にこもる切實な調によつて必ず淨化され更新されるであらう。

5 取扱上の注意

南朝の歴史即ち當時の世態を一度説くべきは言ふ迄もないことであらう。正義に立ちながら、その正義が世に行はれずして日に月に窮境に赴く。「南風競はず」の語に悲痛の音ある所以である。その心境をよく理解してゐるとゐないとは、この九首の味を得るか得ないかを決定する程のものを持つてゐると思ふ。

更に和歌の變遷史を概略説くことによつて、新葉集がその中に在つて特異の内容をもつものであることを知らしめねばならない。萬葉集・古今集・新古今集などは巻を異にして出て來るのだから、生徒にその理解を實例によつて與へることは完全をのぞめないであらうが、せめて室町時代和歌の前進者たる鎌倉の新古今集の傾向は、是非説くべきである。美麗な中に淡い哀愁をふくむ幽玄な體、こまやかな觀察と微妙な情感からしらべ出された華麗優美な體、さういふものと新葉集とを比較するとき、始めて切實さ悲痛さを知らう。生徒にいきなりこれらの歌を示し、これだけでそこから切實さ悲痛さを味ははしめようといふのでは、必ず不十分の結果しか得られまい。

作者と現代人の生活のへだたりや境涯の變化は、この歌などを一種の古典として視るやうにさせ、更に言へば偶像視するやうに向ける。だから切實・悲痛の味も單に理性上の理解だけに止るのである。これ新古今集に對する理解把握が本課の理解把握に大切なる所以である。「忘れめや」の御製。御實感を拜察すると、誠に畏れ多い

極みである。

【聞きわびぬ】の御製。ひきしまつた御調べのうちに、御詠歌をたゞみかけて歌はせ給うた點が、拜誦を重ねるたびにわれらの胸に響く。

【あはれはや】の御製。切實なる御希望が拜されて、まことにあはれ深い。

【君のため】の御歌。古來人口に膾炙してゐるこの歌が、親王様の御誦であつたかと知るとき、生徒は一入の畏さを感じることであらう。

【鑑賞し奉る】のはよいが、一々に、批評にわたる言葉を以て説くことは慎まねばならない。その鑑賞にも十分に注意して、敬語のふみはづしなどしないやうに、教授者も警戒する必要があらう。

6 設問

1 この課に挙げられた歌すべてに通じて窺はれる精神（或は内容的調子即ち主情・韻・作者の心持）は、何と言つたらよいか。

2 次の言葉づかひに就いて説明せよ。

忘れめや。おもひきや。……玉をひろふ世もがな。

7 釋義

【わすれめや……】 新葉集卷八、釋旅。

「よるべもなみの」は、たよる所もないの意。「なみ」は「無み」と「波」との意をかねてゐる。

一首の御意は、「たよる所もなく唯波荒き磯べにくるしんでゐるわが御船に心をとめて、忠誠を盡くしてくれたその人の真心は、忘れようか、いや忘れはしない。」

「よるべもなみの荒磯を」と強く歎ぜられた所に、剛毅なる御性格の現れを見ることが出来、それに對する「御船のうへにとめし心は」には、御親しみと御感謝の念とが暗示されて、強く我々の胸を打つ。

【元弘三年隱岐國より……】 増鏡、二十、月草の花に「おなじ月の二十四日（正慶元年閏二月）のあけぼのに、いみじくたばかりで、かくろへてゐて奉る。いとあやしげなるあまの釣舟のさまに見せて、夜ふかき空の暗きまぎれにおしひだす。折しも霧いみじうふりてゆくさき見えす、いかさまならむとあやふけれど、御心をしづめて念じ

給ふに、思ふかたの風さへ吹きすゝみて、その日の申の時

に出雲國につかせ給ひぬ。こゝにてぞ人々心ちしづめける。おなじ二十五日伯耆國稻津の浦といふ所にうつらせ

給へり。この國に名和の又太郎長年といひて、あやしき民なれど、いと猛に富めるが、類ひろく、心もさか／＼し

く、むね／＼しき者あり。かれがもとへ宣旨を遣はし給ひたるに、いとかたじけなしと思ひて、とりあへず五百

餘騎の勢にて御迎へに参れり。又の日、加茂の社といふ所にたち入らせ給ふ。都の御社おぼしいでられて、いと

たのもし。それより船上山といふ所へおはしませせて、九重の宮になすらふ。」とある。参考までに掲げておく。

【源長年】 ミナモトナガトシ。名和長年。後醍醐天皇が隱岐から御還幸の途中、義兵を起して、船上山に迎へ奉つた。次いで中興の業成るに及んで、天皇を奉じて京都に入り、因幡・伯耆の守護となつた。尊氏の叛いた時、諸所に戦つて遂に戦死した。

【船上山】 フナノヘサン。鳥取縣東伯郡に峙つ山。

【まし／＼ける】 「まします」は「ます」を一層敬してい

た語。「おはす」と同意。

【月前搦衣】 ゲツゼンノタ

ウイ。搦衣は砧（キヌタ）

で衣を打つて光澤を出す

こと。月の光の下で砧を

うつといふ意。よく題詠

の主題とされる。

【聞きわびぬ……】 新葉集

卷五、秋下に見えてゐる。

「聞きわびぬ」は、きいてわびしく思つた。「わぶ」は慰む

方なくて、心細く思ふこと。「はつき」は、陰曆八月の

稱。葉月。「ながつき」は陰曆九月の稱。長月。

一首の御意は「八月九月の長い夜の月のさむくてらす時、しづかにさびしく音をたてて衣をうつ砧の音がきこえる。それを聞いてゐると、さらでだにあはれを覺える秋の長夜が、一入もの悲しくなつてくる。

この御製は、白氏文集十九、聞、夜砧、

誰家思婦秋搦衣。



月苦風凄砧杵悲。

八月九月正長夜。

千聲萬聲無了時。

應下到天明頭盡白。

一聲添得一羣絲。

によらせ給うたものである。

「搗衣」は朗詠に「搗衣砧上俄添怨別之聲。」とあり、朗詠私註に「楚人放湘南不得歸、其妻爲夫搗衣待之、或本云、蘇武胡地久居以不歸、其妻每秋搗衣爲以待夫。」とあつて、妻が夫を戀慕しての情を表す。

元弘三年九月十三夜三首の歌講ぜられし時月前待戀といふことを

いと猶待つ夜ふけゆくつらさへ慰めかねて見つる月かな（新葉集卷十三、戀三、後醍醐天皇御製）

元弘三年九月十三夜三首の歌講ぜられし時月前菊花といへる事をよませ給うける 後醍醐天皇御製

移ろはぬ色こそ見ゆれ白菊の花と月とのおなじまがきに（新葉集卷五、下）

此等の御製によつて、修辭的技巧の特徴を窺ふことが出来る。然し天皇の御製としては、笠置・吉野におはしました頃の御製に感慨無量なものが多く、歌調としては新古今風のものが多いやうである。

【前大納言爲定】大納言は古昔の官名、太政官の次官であつて、中納言の上に位し、大政に參與し、可否を獻替し、宣旨を敷奏する官。爲定は爲世の孫。後光嚴院の命をうけて新千載集を撰んだ。

【あはれはや……】新葉集卷十七、雜中にある御製。

「浪をさまりて」は、戰亂の鎮定するをいふ。「和歌の浦云云」は、浦に出でて玉即ち貝を拾ふといふ意と、和歌の道にいそしむ意とをかけ給うたもの。「がな」は願望の意。一首の御意は、「あゝ、この戰亂がしづまつて、思ふまゝに和歌の道にいそしむ時が早く來ればよいに。」

和歌の道に御精進あらせられたといふ御心持が察せられ、兼ねて世に對する御なげきの程が伺はれる。

【行宮】アングウ。天皇の行幸の時、假にその地に設けられる宮。かりみや。

【わがやどと……】新葉集卷二、春の下に出てゐる御製。

何時までも、自分の住む宿所とは頼みもしない所であるが、この吉野の山の中に住みついて、花にも慣れてしまつた。もう幾年の春を送つたことだらうとの御意。「たのますながら吉野山」は快調である。「ながら」がよく利いて、びつたりして居て、四五句通じてゆく勢がある。

三句で體言止にして、「花になれぬ」とやはらかに受け出て出た調べを「春もいくとせ」と同じく體言止にした趣は、なげきが外へ走らないで、よく据つて居る。「春も」の「も」に咏嘆がこもつて居ることを見逃してはならない。

戰塵すでに長く、御旅の御住居はいかばかり不如意に、御寂しいことが多くありましたことであらう。花の名所で、そのさかりにうつくしい花がうつくしいだけ、旅愁と咏嘆とを深められたであらう。「花になれた」侘しさは、長月深夜の搗衣の音の侘しさと異つた、そゝられるやうな侘しさに違ひない。この御製は立派に歌の格に入つて居ることが拜せられると申すなど恐れ多いが、更にかくの如き御咏嘆を御示しになるやうな御境涯を思ひ奉ると、

愈、かしこい氣分がする。

【春がすみかすむ……】新葉集卷十六、雜上に見えてゐる。一首の御意は、「春霞がふかくこめて、いかに浪路はへだてられても、自分のたよりを知らせてくれよ、八重の潮風よ。」

元弘二年北條氏のために土佐國幡多に流され給うた御苦しさがまさしくと察せられる。

平家物語卷二、卒塔婆流の條に、康頼入道が、薩摩がた沖の小島に我ありと親には告げよ八重の潮風と詠んだのと似通つて、味はひの深い御歌である。「春霞かすむ」といつて「か」を繰返した點は、ことに強い印象を與へる。

【貝管】ヒタスラ。一途に、そのみに力を入れて。

【たづさはる】かゝはる。關係する。

【宣旨】センジ。勅旨を宣べ傳へること。又天皇の口勅を宣べ傳へる公文書。内侍が、勅旨を承つて藏人に傳へ、藏人がこれを上卿に告げ、上卿が、外記に命じてその旨を記さしめ、さて宣下するを常とする。

【思ひの外】 案外。意外。

【思ひきや……】 「梓弓」は梓の木で作った丸木弓。

【おきふし】は起き伏しする日常。へいせい。

一首の御意は「都で宮中の生活をしてゐたときには手もふれなかつた梓弓を、今はおきふしわが身に取り慣れるとは、實に思ひがけないことであつた。かやうな事がかつて思つたであらうか、決して思ひはしなかつたのに。」

四五句には御實感が痛切に出て居る。

新葉集卷十八、雜下に出てゐる。

【手分】 仕事又は方面を各自に分擔すること。こゝでは、戦の部署を定めることをいふ。

【いさみあるべきよし】 「いさみ」は勇氣である。日本紀の竟宴歌に「くろがねのまを通せる伊佐美(イサミ)にぞ名を賜はりて世に傳へける。」

こゝは「勇氣を振起して、各、粉骨すべき旨」の意。

【つはもの】 (一) 戦争に用ひる器具類の總稱。武器。兵器。和名抄庫「豆八毛」(二) 戰場に立ちて武器を使用する人。

兵士。軍人。いくさびと。神武紀「勅^ム兵(ツハモノ)」こゝは (二) の場合である。

【君のため……】 新葉集卷十八、雜下、前の「おもひきや」の次に出てゐる。

一首の御意は「大君の御ために、又世のために捨てる命は何の惜しむべき所があらう。これこそまことに捨てて甲斐あるべき命の捨て方であるからには、決して惜しからう命ではない。」

「いのちなりせば」は「命であるならば」といふ假定である。しかし、一首の調べはそのやうな假定を超越して「すてて甲斐ある命なり。」といふ風にさへ思はれる。親王のこの御歌はわが國の忠君思想をよくあらはした御歌である。親王の御歌は新葉集の撰者となつたへられるだけであつて手慣れた所がかゞはれる。それが一般人にしたしみやすい所であり、この歌などの有名になつた所以である。

萬葉集の「今日よりは願みなくて大君の醜の御楯と出立つわれは」に比し、その歌の高下を論ずるはしばらく措き、「君のため世のため」とのべ「命なりせば」とことわ

られたのは、さすがに萬葉時代との時のへだたりを感じしめる。つまり反省が加はつて居るのである。聲を出して誦していゝ御歌である。

【又の年】 翌年。

【時しらぬ……】 「時しらぬなげき」は、このなげきの中に沈む時、なげきの止む折もなくして、時節のうつりも知らぬ程深いとの意。

一首の御意は「時節の移りゆきさへ心にうつらぬ深きなげきの中にある自分には、咲きいづる花の色の例年にははらぬのが不思議に思はれる。なぜ、かやうに自然はかはらないのに、いましお方は見えないのであらうか。實にいたましくなげかはしい心持がする。」

「如何にして」の一句、腸に沁むものがある。天地悠久、人事倏忽、瀾漫たる吉野の櫻の眺めに、故人たる天皇を偲び奉るといふ、その御事だけで實に悲しい氣がする。しかも天皇の御最期は悲愴の極みであつた。又の年の春の花が、あたりまへのことあたりまへに感ぜられないで、「如何にして」といふ喟嘆を作者に發せしめられた所

以である。「時しらぬなげき」も相當たくみな御句と思ふ。人麿の「去年見てし秋の月夜は照らせれど相見し妹はいや年離る」に比して、柄の大きく太い點に於て見劣りする所にやはり時代の相違を感じるであらうが、女性の御作として、なげきの中にやはらかい調べが、悲しんでやぶらざる度ましさの中に含まれてゐて、感じのいゝ御歌である。

【元弘元年八月】 御醍醐天皇、天台の僧徒の力によつて討幕を企て給ひ、不幸鎌倉の知る所となり、元年五月主謀俊基、及び僧圓觀・文觀等が捕へられた。こゝに於て、天皇はひそかに叡山に行幸し、進んで關東を討たうとせられたが、これも亦六波羅に探知せられ、八月笠置の山寺に行幸。天台の僧徒が失望して離散する事を恐れ、花山院師賢を天皇に擬して叡山に遣はされた。六波羅ではこれを信じて兵を發し、衆徒と戦つたが、やがてそれが偽行幸と知れ、衆徒も亦心變りし、座主尊雲・尊澄兩法親王も、笠置に落ち給うた。

【有明】 アリアケ。陰曆十六夜以後、殘月が天に在りなが

ら、夜の明けようとするころ。

萬葉集に「白露を玉になしたるなが月の有明のつく夜
見れど厭かぬかも」

【おもふこと……】新葉集卷十六、雜上に出てゐる。

一首の意は「ほの／＼と明けゆく空に残る月のかすかな
光の下に、白波のさわぐ志賀の様をみれば限りなく美し
いが、我が心は現在のおさましい世を嘆いて、いぶせさ
に充たされてゐる。どうかこのいぶせさの思ひもなくて
この景色を見たいものである。」

切々たるしらはこの歌に求め得られない。たゞ戦亂の
中にあつてのかくの如き吟懐は、わが先人のなつかしい
足跡としてしたふべきであらう。さすがに氣品があつ
て、ことさらびた點の少い歌であるところに捨てがたい
匂ひを感じる。

修辭上の吟味

初句に咏嘆的主觀句のある歌が多い。

「聞きわびぬ」忘れめや「あはれはや」思ひきや」

右の如く八首の中四首までがさうである。この咏嘆法は

時代を遡るにつれて少くなつてゐる句法である。新古今
集あたりがこの風を爲した、もつとも有力な歌集であ
る。さういふ點は、やはり新古今集の跡を追ふものであ
るといつて差支ない。

二七 當今の憂

徳富蘇峯

1 解題

徳富蘇峯著「大戦後の世界と日本」の中から、「當今の憂」「大死
一番」の二節を抄録したものである。

「大戦後の世界と日本」は著者の對時局論で、「世界大戦後に於け
る日本帝國」以下二十八章、二百十節から成る。

大正九年十月、民友社發行。

2 作者

徳富蘇峯 トクトミ ソホウ。



名は猪一郎。文久三年正月、肥後國葦北郡水俣村に生れた。父は
洪水といつて。横井小楠の高弟で
ある。初め熊本の英學校に學んだ。
のち京都の同志社に入ったが、半
途退學し、「將來の日本」を著して
文名をあげた。明治二十年二月、
民友社を起して「國民の友」を創
刊し、次いで「國民新聞」を創め、民友社を中心として操縦界に

活動した。明治三十年内務省參事官に任ぜられたが、後辭して歐
洲に遊んだ。明治四十三年伯爵寺内正毅が朝鮮總督となるに及び、
朝鮮の新聞經營を託せられて、これが爲に盡力した。後貴族院議
員に勅任せられ、帝國學士院會員に推薦された。

近年筆を呵して多年の宿志たる「近世日本國民史」の著作に従事
し、老來筆力いよ／＼旺盛の概がある。大正十二年該著によつて
帝國學士院賞を受けた。

著作に、將來の日本・新日本の青年・吉田松陰・國民叢書（日曜講
壇・生活と處世・文學漫筆・靜思餘錄・寸鐵文藝・斷片等廿餘篇）、世
界の變局・時務一家言・元田先生進講錄・政治家としての桂公・山水
隨緣記・十八日遊記・兩京留誌・杜甫と彌耳敦・大正の青年と帝國の
前途・國民小調等がある。

3 編纂の用意

國境にも政治にも超越した文學の世界から思想界を見る
と、實際問題に即した義務と責任と努力とがある。本卷
にこの一課を選んだのは、未來の日本を背負つて立つ少
年國民にその進むべき路を指示し、徒に文學の殿堂にの

み没入して爾餘を没却することなからしめんための用意である。しかし、それがやがて又文學の本質にも觸れてくるのである。

4 要旨

日本帝國當今の憂の那邊に存するかを論究し、且これに處すべき國民の覺悟と信念とを説述、要求したものである。即ち先づ國運の支持・展開に必要なは自力主義であるとして、その眞義を説き、國民の精神的に獨立して外と協調すべきを主張し、次に當今の憂として、國民の情氣と、その世界大勢の誤解と、帝國の孤立と、又、國民の物質的に驕慢にして精神的に萎縮せること、及び道義的大自信の缺乏せることの五者を數へ、以て國民の反省を求め、更に轉じて、今や帝國が一大試煉の時に際會せるを論じ、しかしこれに處するに就いては、決して怖れず、我が力と我が正義とを恃み、大死一番の覺悟を以て再生復活の道を講ぜざるべからずと切言してゐる。而して全篇を一貫する當今の憂は、實に國民的志趣の銷磨にありとしてゐる。

5 概説

第一節（一五五頁—一五七頁五行） 日本帝國の運命は自力主義によつてのみ發展すと主張す。特にその自力主義の意義を正面より、反面より説いて明らかにす。

第二節（一五七頁六行—一六〇頁三行） 當今の憂五つを數へ、各、節を更めて述ぶ。

第三節（一六〇頁四行—一六二頁五行） 前節を受けて國民の反省を促し、更に帝國が一大試煉の時に遭遇せる旨を提示し、維新中興の例に據つて、その試煉に堪へ得ざるなきを證す。

第四節（一六二頁六行—一六四頁） 我が國民の態度如何に拘らず、一大試煉の時に到來しつゝあるを再言し、更に積極的に國民が一大決心・一大努力・一大奮闘を以てこれに當らざることべからざるを痛切に説く。

6 取扱上の注意

今更のことでもないが、この作者の文の明晰で意義の透徹してゐることは感服の外はない。この論に於ても、そ

の構想が組織的に整然としてゐて、言はんとする所を悉く言ひ盡くしてゐるので、讀者は實に満たされたといふ感じを持つのである。

それは單に文章としての外形が然らしめてゐるのではなくて、その内容たる作者の思想・信念及び國家・國民の現在・將來を思ふ熱情が基本となつてゐることを思はねばならない。本文の原典たる「大戰後の世界と日本」が出たのは、今日からはかなり時代の距離もあるのであるが、われらはこれを滿洲事變後のいはゆる非常時の今日に對する警世的大論文として極めて剴切なるものがあるやうに受取るのである。その點から見ても、やはりこの作者はえらいものだと思ふ。

文勢上からいふと、殊に第四節には前の各節の主張が朝宗して來た概があつて、大結論となつてゐる。

「當今の憂」といふが、「憂」といふことはとかく胸が詰まるやうな、ある壓迫を以てわれ等に當つて來るものだが、それが本文では國家的の憂であるだけに、その壓迫には恐怖さへも伴なふ。現にこの文を読みつゝ、或節或

章句の間に、眞に憂慮を感じないやうなもの、國民感情とか愛國の至誠とかが缺如してゐる者と見てよい。しかも、結局読みきつてしまふと、心配は心配だが、やはり乗切る道はあるのだ、しかもその道はわれ等の覺悟にあるのだと思はせられて、憂慮や壓迫を、單に憂慮や壓迫に終らしめないやうに論じてあるのを感じる。

7 設問

- 1 自力主義について誤解がないやうに、作者はどんなに念を入れて説いてゐるか。
- 2 當今の憂として教へられた五つを言うて見よ。
- 3 その内、各自が最も痛切に同感を覺えるものは何か。

- 4 また、作者が繰返して憂へてゐるものは何か。
- 5 國民的試煉に處するに就いて、作者が主張してゐることは結局如何なることに歸するか。
- 6 文章としてその論じ方を考へるとき、如何なる點に長所が見出されるか。

8 釋義

【當今】 タウコン。今の時。今。只今。現今。現時。如今。
 左傳の襄公四年に「當今吾不能與晉爭。」
 【運命】 ウンメイ。めぐりあはせ。運。
 南史の羊玄保傳に「文帝嘗曰、人仕官非唯須才、亦須運。」
 【支持】 シヂ。さへもつこと。持ちこたへること。
 左傳の桓公五年に「蔡衛不枝。」杜註に、「不能相支持也。」
 【開展】 カイテン。ひらきのべること。
 仲春龍の詩に「庭草有餘姿、園葵復開展。」
 【自力主義】 ジリキシギ。自分一己の力によつて物事を處理する主義。

「自力」は、自分一己の力。自分の働。「他力」の對。地持論に「菩薩不自力得財。」
 源平盛衰記卷十八、文覺高雄勸進の條に「自力造營のことはいかで叶ふべきなれば、知識奉加の勸進にて、自他の利益を遍うせんと思ひつゝ。」

【主張】 シュチャウ。自分一己の意見を述べて他を屈服せしめようとする。持説を固守すること。
 韓愈の文、送窮に「各、有主張、私立名字。」
 【畢竟】 ヒッキヤウ。つまり。つまり。つひには。結局。
 宗文鑑の詩に「勢位難久居、畢竟何足恃。」
 【方便】 ハウベン。その道に導くための便宜の手段。目的のために利用される一時の手段。てだて。
 維摩經に「以无量方便、饒益衆生。」
 義經記の頼朝義經對面の條に「内々平家方便をつくる由承り候間。」
 【手段】 シュダン。てだて。しかた。方法。
 吳萊の詩に「酒客心情醉、酒兵茶僧手段侵茶品。」

太平記卷二十四、山門の嗽訴により公卿會議の條に

「言は語録に似て、その宗旨を説くときは超佛越祖の手段ありといへども、利に向ひ他の權貴に媚ぶるときは、權貴に詔ひ、富人に下らずといふことなし。」

【踐行】 センカウ。ふみ行ふこと。實地に行ふこと。履行。

【自滿主義・自足主義】 おのれの境遇に満足して、自ら足れりとする主義。

【鎖國主義】 サコクシュギ。外國との通商交通を禁じて、國際社會に加入するを辭する主義。

【排外主義】 ハイグアイシュギ。外國の文物・制度などを排斥する主義。外國人を排斥してこれと交ることを禁ずる主義。

【籠城】 ロウジヤウ。(一)城にたてこもつて、これを守ること。(二)轉じて、家にひっこもつて、外出しないこと。

【割據】 カッキョ。土地を割き取つて、據り守ること。

漢書の敘傳に「席卷三秦、割據河山。」

【步趨】 ホスウ。歩みはしること。又、その足どり。足なみ。

兩雅の釋宮に「堂下謂之步、門外謂之趨。」

釋名に「徐行曰步、步捕也。疾行曰趨、趨赴也。」

【主持】 シュヂ。(一)主となつて維持すること。(二)擔任して事を行ふこと。(三)自説を主張し、支持すること。こゝは(三)の意。

【精神的】 精神上の事におもきをおくさま。又、精神上の事に關していふ語。

【獨立】 (一)他の助を借らず、又他の支配や束縛を受けないで、自ら立つこと。
 易經の上經に「君子以獨立不懼。」

(二)國家、團體又は個人が完全にその權限行使の能力を有すること。
 荀子に「善用之、則百里之國、可獨立。」

【世界的】 一地方、一國土に限定されないうで、廣く全世界に關係を有する意にいふ語。

【協調】 ケフテウ。調子をあはせること。足なみをそろへること。互にゆづりあつて、話をまとめること。

【獨得】 ドクトク。獨り自ら會得すること。獨り自ら取得

すること。晉書の阮籍傳に「傲然獨得、任性不羈。」

【立脚地】 おのれの地歩を占めるところ。たちば。

【經綸】 ケイリン。國家をととのへ治めること。國家をすべ治めること。

中庸に「唯天下至誠、爲能經綸天下之大經、立天下之大本、知天地之化育。」

【固有】 コイウ。固より有ること。自然に所有すること。孟子の告子章句上に「仁義禮智非由外鑠我也、我固有之也。」

【歴史的系統】 レキシテキケイトウ。上古から今日に至るまでの歴史のまとまつた一つづき。

【系統】は、(一)一族の血統。ちすぢ。(二)順序を追うて繼續すること。すぢみち。(三)個々の事物間に存する關係を順序だてて、一の原理・法則のもとに配列すること。こゝは(二)の意。

【則る】 ノットる。「則(ノリ)取る」の促音便。則(ノリ)として従ふこと。模範として做ふこと。手本とすること。

【國民的見地】 國民としての見るところ。國民としての見

解。國民としての考へ。

【裁斷】 サイダン。理非曲直をわけきめること。さばくこと。裁決。

晉書の劉群傳に「性清慎有裁斷。」

太平記卷三十五、北野通夜物語の條に「王道仁政の裁斷、夷狄の眸にかゝりしをこそ歎きしか。」

【顧慮】 コリョ。かへりみおもんばかること。きづかふこと。心配。懸念。

宋史の胡宏傳に「有所顧慮、有所畏懼。」

【遲疑】 チギ。疑をいだいてためらふこと。ぐずぐずして決行しないこと。

後漢書に「然猶折意、結紳、遲疑陵奪。」

【惰氣滿々】 ダキマン。なまけ心が全身に満ちちてあること。

【猛志】 マウシ。たけき心。勇猛心。をこころ。

後漢書の公孫瓚傳に「猛志益盛。」

【銷磨】 セウマ。消磨に同じ。すりへらすこと。

歐陽修の豊樂亭記に「將之憑恃險阻、剗削消磨。」

【小成に安んず】 小事を成し遂げて我が事成れりとし、一向に向上心なきことにいふ。

【五大國】 英・米・佛・伊及び我が國をいふ。

【盟主】 メイシュ。同盟國の中で、主長の地位に立つもの。同盟のかしら。

【同盟】とは、二つ以上の國家が共同の目的を達成するためになす結合。その目的は社會事業の達成に存する場合もあるが、通常は軍事的目的の遂行にある。これに攻撃同盟・防禦同盟・攻守同盟の別がある。

【磨礪】 マレイ。金石などをときみがくこと。轉じて、物事をきはめみがくこと。

書經の費誓の傳に「鍛錬戈矛、磨礪鋒刃。」

【自強】 ジキヤウ。自らつとめて道に至らんとすること。自らつとめ自らはげむこと。

易經の乾卦に「天行健、君子以自強不息。」

【國運】 國家の運命。國家の運勢。國歩。

【進一轉せしむ】 一步前進せしめること。一段とすゝめうつすこと。

【閉却】 カンキヤク。うちすておくこと。なほざりにすること。

「却」は助字。

【大勢】 タイセイ。大體のありさま。おほよその形勢。又、世のありさま。天下の趨勢。

【根本的に誤解す】 どたいからかんがへちがひする。すつかりおもひちがひする。

「根本的」とは、物事の根本なるさまにいふ語。

「誤解」は、かんがへちがひ。げしちがひ。おもひちがひ。

【泰平】 世の中がおだやかに治まること。太平。昌平。漢書の食貨志に「泰平二十七歳、遺九年食、然後王徳流。」

太平記卷一、長崎新左衛門尉意見の條に「かくてぞ國家の泰平、武運の長久にて候はんと存するに。」

【絶無】 ゼツム。たえて無いこと。皆無。

蘇軾の神宗に上る書に「秦漢以來之所絶無而僅有。」

【國際的葛藤】 コクサイテキカトウ。國と國との間のもつれ。國と國との間におこるあらそひ。

「葛藤」は、事のもつれ。争論。悶着。紛争。

沈遼の詩に、「葛藤論往事。」

【聯盟】 レンメイ。國際聯盟。(League of Nations) 歐米大戦が局を結び、平和條約が締結された際、當時の米國大統領ウィルソンの提唱にもとづき、戦争の慘禍を防止し、世界恆久の平和を確立するため結成された諸國家間の條約上の聯合。北米合衆國その他數國を除く全世界の國々これに参加し、その本部をスイスのジュネーブにおき、聯盟總會・聯盟理事會・常設聯盟事務局等の中央機關の外、國際勞働事務局及び常設國際司法裁判所の機關により、その組成以來、國際紛争の平和的解決、軍備の制限、勞働條件の改良、婦女兒童の賣買禁止、疾病の豫防撲滅等各種の方面に於て、世界平和の確立と民福増進との爲貢獻した點が少くない。我が國は聯盟の成立以來、主要聯盟國として終始活動を續けたが、昭和八年日支紛争に關する會議に於て、他の聯盟國とその意見を異にし、遂に脱退を通告するに至つた。

【自動的に安排せらるべし】 自然とよい工合になつてくる

だらう。

「安排」は、又按排とも書く。程よく排置すること、程よく加減すること。

孟郊の詩に「弱力謝剛健、蹇策貴安排。」

時には「鹽梅」を「安排」の意に轉用することもある。

「鹽梅」は程よく五味を調和すること。轉じて程よくきりもりすること。

書經の説命に「若作和羹、汝惟鹽梅。」

【待つあるを待ます云々】 好結果の期待し得べきもののみとしないで、何等好果の來ることなきものを待みとする。

孫子の九變篇に「故用兵之法、無恃其不來、恃吾有以待也。無恃其不攻、恃吾有所不可攻也。」

【孤立】 コリツ。ひとり立つて、助なきこと。

史記の秦始皇紀に「子嬰孤立無親。」

【排斥せらる】 ハイセキせらる。おしのけ、しりぞけられる。のけものにされる。

後漢書の宦者傳に「雖時有三忠公、而竟見排斥。」

【正視】 セイシ。まともに見ること。眞正面より見ること。

左傳の定公四年に「葉公終不正視。」

【認識】 ニンシキ。みとめ知ること。

「認識」は、英語 Cognition。一般に知る作用をいふ。即ち外的若しくは内的經驗に反省を施して、これを自己の既に保有する知識體系に攝取することをいふ。

【物質的に驕慢となり】 家が富み榮えて、盛に成金風をふりまはすことにいふ。

「驕慢」(ケウマン)は、おごつて人をあなどること。おごりたかぶること。

漢書の五行志に「君舒緩、則臣驕慢。」

古今著聞集卷二に「かゝる驕慢の識にて侍りけるを知らで身を苦しめ心をくだくことこそくやしけれ。」

【精神的に萎縮せり】 心がなえちぎんで、活氣の乏しいこと。いふ。

「萎縮」(キシク)は、なえしほむこと。おとろへちぎ

むこと。いぢけること。

【缺陷】 ケツカン。(一)かけておちこむこと。陥落。(二)かけ。不足。不備。こゝは、二の意。

宋史の李沆傳に「念內典以此世界爲缺陷。安得完滿如意。」

【励めず】 ツトめず。力を用ひず。

「励」は音キョク。

説文に「励、勉也。」

詩經の邶風に「以励寡人。」

【真相】 シンサウ。まことのすがた。眞實の事相。實際の有様。

李紳の詩に「真相有無因色界。」

【闡明】 センメイ。ひらいてあきらかにすること。

「闡」は、説文に「開也。」玉篇に「明也。」

易經の繫辭傳に「夫易彰往而察來、而顯微闡幽。」註に「闡明也。」

【一時の苟安を偷取す】 一時のがれに事をする事。

「苟安」(コウアン)は、一時の安を貪ること。一寸のがれ。

きやすめ。偷安。

【偷取】(トウシュ)は、ぬすみとること。

【一寸の蟲にも五分の魂】 小さいものにもそれ相應の心があるといふこと。

天智天皇、五に、「青蠅は小さけれども毒あつて、腹中に入つて五尺の人の命を取る。一寸の蟲にも五分の魂。」

A fly even has its anger.—Latin

【迫害を被る】 ハクガイをカウムる。迫害されること。

【迫害】とは、追つて害を加へること。

【道義的大自信】 ダウギテキダイジシン。わが國民は、一言一行の微に至るまで、道義にもとつたことは斷じてやらないといふ大いなる自信。

【道義】とは、人のふみ行ふべき正しい道。道徳上の理義。道徳。

史記の太史公自序に「春秋以道義。」

【自信】は、われと我が行爲又は主義を信じて疑はないこと。自らおのれの能力又は價値を信ずること。

唐書の盧承慶傳に「帝不許曰、朕信卿、卿何不自信。」

【失墜】 シツツキ。とりおとすこと。失ふこと。

後漢書の孔融傳に「奉違嚴教、不敢失墜。」

【扶植】 フシヨク。(一)たすけうゑること。(二)たてること。扶持すること。

謝枋得の詩に「扶植綱常、在此行。」

【アングロサクソン民族】 (Anglo-Saxons) 五世紀の頃獨逸の

北西部から英國に渡つて今日の英人の先祖となつた種族。アングル、サクソン、ジュートの諸種を含む。これらはいづれもチェートン族である。これらが更に新來のノルマン族と混合し、今日のイギリス人を形成したのである。随つて又英國國民の稱呼にも用ひられる。

【角逐】 カクチク。競うて驅逐すること。互に相争ふこと。競争。

韓愈の詩に「東西競角逐、遠近施施贈。」

【貢獻】 コウケン。その事に力を盡くすこと。盡力。

【大和民族】 ヤマトミンゾク。古來我が萬世一系の天皇の

御統治の下に日本國を組織してゐる民族。

【天職】 テンシヨク。その人の身に自然にそなはつてゐる職務。自然に天より授かつてゐる職分。

【放恣】 ハウシ。ほしいまゝなること。わがまゝなること。やりつばなしなること。

孟子の滕文公章句下に「諸侯放恣、處士橫議。」

【怠慢】 タイマン。おこたりにまけること。

左傳の僖公三十一年に「牲成而卜郊、上怠慢也。」

【眼前を糊塗し去り】 目さきをごまかしてしまふこと。

「糊塗」(コト・コトツ)は、曖昧にごまかし去ること。

宋史の呂端傳に「端小事糊塗、大事不糊塗。」

【毫も】 ガウも。毛すぢほども。すこしも。

【反省】 ハンセイ。おのれの行爲について、その動機及び主義を自らよく觀察すること。おのれの身の上をかへりみること。

【改善】 從來の缺點を改めて善くすること。改良。

【向上】 カウジヤウ。上に向つて進むこと。進歩。

莊子の人間世に「無以進者、言更無向上者也。」

【痛楚號泣】 ツウソガウキフ。いた／＼しい目にあつて、泣きさげぶこと。

「痛楚」は、いたみくるしむこと。苦痛。

于瀆の詩に「火未到身者、痛楚難共語。」

「號泣」は、聲をたてて泣きさげぶこと。

禮記の曲禮に「子之事親也、三諫而不聽、則號泣而隨之。」

孟子の萬章章句上に「舜往于田、號泣于旻天。」

【現象】 ゲンシヤウ。感覺を通して我々にあらはれる一切事象。あらはれて見えるかたち。顯象。

【光明】 クウウミヤウ。明らかかなひかり。こゝは、世間が安穩で文物道徳が隆盛なさまに比していふ。「暗黒」の對。

【平和】 ヘイワ。平らかにやはらぐこと。世の中がおだやかに治まること。

晉書の天文志に「七曜由乎天衢、則天下平和。」

【一大試煉の時期】 一つの大きな試煉を受けるとき。

「試煉」(シレン)とは、天よりその才能・手腕を試みられ、その心膽を煉らしめられること。

【遭遇】 サウグウ。出あふこと。出くはすこと。

漢書の楊惲傳に「遭^レ遇^ニ事變^ス。」

【當面の問題】 タウメンのモンダイ。さしあたつて解決すべき問題。

「當面」は、面前に存在すること。まのあたり。めのまへ。

【嘉永・安政の際】 孝明天皇の嘉永(二五〇八—二五一四)安政(二五一四—二五二〇)年間。

【内憂】 ナイイウ。内部に存在するうれひ。國家社會などの内部にひそむ憂患。

「外患」の對。

左傳の成公十六年に「唯聖人能^レ内外無^レ患。自^レ非^レ聖人^ニ外^ニ寧^ニ必有^レ内^ニ憂^ス。」

【外患】 グワイクワン。外より來るうれひ。外國に對する心配。外國のあだ。

禮記の雜記に「内亂不^レ與^ニ焉、外患弗^レ辟^ニ也。」

孟子の告子章句下に「入^レ則無^レ法家拂^ニ士、出^レ則無^レ敵國外^ニ患^ニ者、國恆^レ亡^ニ矣。」

【危機に擠さる】 キ、にオトさる。危い場合におしおとさ

れる。

「危機」は、危い機會。危険な場合。

晉書の諸葛長民傳に「貧賤常思^ニ富貴^ニ、富貴必踐^ニ危機^ス。」

太平記卷一、後醍醐天皇御治世の條に「天地命を革むべき危機爰に顯れたり。」

【失敗過誤】 シツパイクワゴ。やりそこなひや、あやまち。李尤の筆銘に「筆之過誤、愆尤不^レ減^ニ。」

【排除】 ハイヂョ。おしのけること。はらひのぞくこと。排去。

【維新中興】 明治維新、國運中興。

「維新」といふ語は、詩經の大雅に「周雖^レ舊邦^ニ其命維新^ス。」とあるに基いてゐるが、義は大いに異つてゐる。詩の意味は「天命維^レ新^ニなり」の義であるが、我が國明治の維新はそんなものではない。政を神武天皇御親政の古に復し、「百度(すべての文物制度)維^レ新^ニなり」の義である。即ち五箇條の御誓文の聖旨に基き、日に／＼更新してゆく義である。

「中興」の「中」は去聲で、「アタル」と訓じ、「盛に興る運にあ

たつて興る」といふ義である。詩經の序に「任^レ賢^ニ使^レ能^ス、周室中興焉」又通鑑に「周宣王成^ニ中興之名^ス。」とあつてその註に「中當也。」とある。宋史筆斷にも、「中興は理に中りて復興るを謂ふなり、今平聲となすは誤れり。」とある。「なかごころ興つた。」とか、「中だるみしたのが興つた」とかいふ義ではない。

【新局面】 新しい成行の有様。

「局面」とは、(一)碁盤又は將棋盤の上、又その上に於ける勝負の結果。(二)物事の成行の有様。

こゝは(二)の意。

【聖徳】 セイトク。天皇陛下の御徳をたゞへて申す語。

史記の自序に「臣下百官、力誦^ニ聖徳^ス。」

【元治慶應】 グンチケイオウ。孝明天皇の元治(二五二四—二五二五)慶應(二五二五—二五二八)年間。

【國歩の艱難】 コクホのカンナン。國勢が振はず、内憂や外患がしきりにおこつて、保安に困難なこと。

「國歩」は、家の運命。國運。國運の進行を歩行にたとへ

ていふ。

隋書の音樂志に「神明降^レ嘏、國歩維^レ寧。」

【培養】 バイヤウ。つちかひやしなふこと。やしなひそだてること。

朱熹の詩に「舊學商意加^ニ深遠^ニ、新知培養轉^ニ深沈^ス。」

【艱難に生きて安逸に死す】 なんぎくろうをすれば、生命を全うすることが出來、のんきに遊びくらせば一命を失ふに至るとの意。

孟子の告子章句上に「入^レ則無法家拂^ニ士、出^レ則無^レ敵國外^ニ患^ニ者、國恆^レ亡^ニ矣。然後知生^ニ憂患^ニ而死^ニ於安樂^ニ也。」

「安逸」は「安佚」とも書く。はのんきに遊びくらすこと。安樂に遊ぶこと。

孟子の盡心章句下に「四肢之於^ニ安佚^ニ也、性也。」

【徵す】 チョウス。證明すること。證據とすること。あかしを立てること。

【前途】 ゼント。ゆくすゑ。將來。

【危殆】 キタイ。あやふいこと。

韓非子の解老に「士卒盡^ニ則軍危殆^ス。」

【空々寂々】 クウ／＼ジャク／＼。「空寂」の重言。何の考もなきこと。何も知らぬこと。

【悠々緩々】 イウ／＼クワン／＼。氣を長くしていそがぬこと。ゆつくりとして、あせらず、せかぬこと。

【優々閑々】といふ熟語もある。意味は「悠々緩々」と同じと見てよい。

【苟且】 コウシヨ。かりそめ。まにあはせ。姑息。漢書の宣帝紀に「上下相安、無有苟且之意也。」

【偷安】 トウアン。かりそめに一時の安きをむさぼること。一時しのぎ。一寸のがれ。

史記の秦始皇紀に「偷安日々。」

【國民的精神】 日本國民の共有する忠孝義勇の精神。

【潰破】 クワイハ。くづれやぶれること。つひえやぶれること。韓愈の送高閑上人序に「頽墮萎靡、潰破不可收拾。」

【冒進】 バウシン。危険を冒(ヲカ)して進むこと。

【回避】 クワイヒ。よけさけること。忌みて避けること。

漢書の蓋寛饒傳に「無所回避。」

【努力】 ドリョク。つとめはげむこと。奮勵すること。文選の古樂府長歌行に「少壯不努力、老大徒悲傷。」

【國運の消長興廢の十字街頭】 國運が盛んになるか、おとろへるか、のわかれめ。

【消長(セウチャウ)】は、消えると、そだつと。盛んになるとおとろへると。のびちぢみ。榮枯。

【興廢(コウハイ)】は、おこると、すたれると。さかんになるとおとろへると。

十字街頭(ジフジカイトウ)は、縦横十文字になつたまちのほとり。よつつじ。つじ。轉じて、わかれめ。

【自覺】 ジカク。みづからさとること。自己の價値又は位置等を自ら意識すること。

【大死一番】 禪の語。禪定力によつて煩惱妄想を斷絶し、眞の無念無想の境地に入ること。こゝに大悟徹底し、一朝にして、如來地に直入し得るのである。これを禪では、「一則の公案と戰つて死に切つて了ふ」などともいふ。

【難局】 ナンキョク。困難な事局。面倒な出來事。處理し

難い事件。

【逃避】 タウヒ。のがれてその場をさけること。にげよけること。詩經の序疏に「勤苦無所逃避。」

【鐵石の心腸】 テッセキのシンチャウ。鐵や石のやうな堅固な精神。鐵心石腸。

皮日休の文に「宋廣平、剛態毅狀、疑其鐵心石腸。」

【趾】 シ。あしあと。轉じて、足。

【腕を扼す】 ウデをヤクす。いきこんで、わがうでをきびしくにぎりつめること。殘念がつて、つよくうでぐみすること。扼腕。搥腕。

戰國策に「日夜搥腕、瞋目切齒。」

【公論】 コウロン。世上一般の議論。輿論。明治維新の際の五箇條の御誓文に「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ。」

【天下の大道】 天下萬人の踐み行ふべき正道。「大道」は、人の履行すべき正道。根本の道義。禮記の禮運に「大道之行也、天下爲公。選賢與能。」

史記の匈奴に「蹈大道、墮壞前惡、以圖長久。」

【國際共通の正義】 世界萬國の人民に共通してゐる正義。「正義」とは、正常な理義。正しいすぢみち。正道。

荀子に「正義而爲、謂之行之。」後漢書の賈逵傳に「斯皆君臣之正義、父子之紀綱。」

【與國】 行動を與にする國。緩急共に助けあふべき交誼ある國。同盟國。管子の八觀に「敵國強而與國弱。」

【國民的志趣】 國民の心のおもむきむかふところ。「志趣(シシユ)は、心ばせ、即ち人心のおもむきむかふところをいふ。志向。晉書に「志趣不常。」

【贏ち得】 カチウ。まうけ得ること。利得すること。杜牧の詩に「十年一覺揚州夢、贏得青樓薄倖名。」

蘇軾の詩に「贏得兒童語音好、一年強半在城中。」

【活裡死あり死中活あり】 活きる手段を用ひて、そこに却つて、死を免れぬことがあり、死ぬ覺悟でかゝつて、そこに却つて、生きることを得る道がある。

【解決】 カイケツ。解釋して決定すること。

【祕機】 ヒキ。神妙不可思議のはたらき。妙機。

9 挿圖

徳富蘇峯

蘇峯氏最近の寫眞より取つた。

藤田

「皇風治六合」

藤田東湖の正氣歌の一句を蘇峯氏のものとしたもの。

天皇陛下の御仁徳の御感化が、天地四方にゆきわたるといふ
めでたい意味の句。

「皇風」(クワウフウ)は、天皇陛下の御徳風。天皇陛下の御
仁徳の御感化。

「六合」(リクガフ)は、天地四方。全宇宙。全世界。
易經の傳序に「遠在三六合之外。」

二八一 君萬民

永田秀次郎

1 解題

「日本精神講座」の中から、永田秀次郎の文を節録したものであ
る。

「日本精神講座」については、本備考の第一課「國華」の條に詳記
してあるから、就いて見られたい。

2 作者

永田秀次郎 ナガタ ヒデジラウ。

明治九年七月、兵庫縣淡路に生れた。明治三十二年判檢事登用試



験に及第し、兵庫縣立洲本中學校
長・大分縣視學官・大分・石川・熊
本・岩手等の諸縣の事務官、内務省
書記官、福岡縣内務部長、内務省
警保局長等に歴任して、貴族院議
員に勲選せられた。後東京市助役
となり、又前後二回東京市長に選
ばれた。現に拓殖大學長・帝國教育會長等の職に在る。

3 編纂の用意

第一課に於て我が國華と稱せられる櫻花が實に日本精神
の象徴であることを高唱した文にはじまつて、こゝに卷
を終へるにあたり、それに照應して、日本精神の特色、
日本國體の精髓を考察した本課を擧げて首尾相應せし
め、以て、國語科に託された國民精神の振起と國民思想
の養成との負荷に對へようとするものである。

4 要旨

我が大日本帝國は、萬世一系の天皇がこれを統治遊ばさ
れる。この精神と事實とは建國當初の神勅に炳として日
星の如く示され、三千年來萬民の齊しく之を奉じ之を仰
ぎ來つた所である。いはゆる國體の精華もこの精神と事
實とに據つて發揮され、皇室を宗親とする一大民族とし
ての發展も、これに依つて遂げられ、殊に君臣上下結合の

美果も、これによつて結ばれてゐる。更に、皇室が國民生活の各方面に互つて垂れ給ふ御仁惠は、單に事務的にいふ政治ではなくて眞に徳を以て、又情を以て御實行遊ばされる統治であると仰がれる。かう思ふと、國民たるものは、我が皇室を絶対に讚美し奉らないではゐられない。

5 概説

全篇の構造 小節を數へると幾多の項目になるが、本文が一行づつの餘白を以て區切られてゐるので、以下それにより、六節を立てて概説する。

第一節(一六四頁—一六六頁) 神勅によつて我が大日本帝國の國體を説明し、建國神話に對する心的態度について教へ、國體の精華を説いてゐる。

第二節(一六七頁—一七〇頁) 我々大和民族は、皇室を宗親と仰いで榮え來つた一大民族である——かく我々は信じてゐるが、これについては種々心得ておくべきことがあると言つて、マク、ガバーンの説を引き、更にそれに對する作者の所見・信念を述べてゐる。

第三節(一七一頁—一七二頁八行) 萬世一系の皇統の尊嚴

と君臣上下結合の美果とについての感想を録した。

第四節(一七二頁九行—一七四頁七行) 皇室と國民生活との關係を述べてゐる。先づ我が國民の精神生活の動もすれば感情的に走り、常軌を逸することをいひ、而してこれが、毎に緩和され、平靜に還るのは、皇室のお蔭によるといふ。

第五節(一七四頁八行—一七七頁七行) 前節と同じく、皇室と國民生活との關係を述べてゐるが、特に國民の實生活上に絶大な仁慈を垂れ給ふ事實を挙げ、更に文化生活上に仰ぎ奉る皇室の御保護と御嘉賞とについて記した。

第六節(一七七頁八行—一七八頁) 結論。皇室に對する絶對讚美の理由を述べた。

6 取扱上の注意

「國體の事をいひ、憲法に據つて筆を起してあつても、本課は大體作者の信仰・信念によつて書かれてゐると見られる。建國の神勅・神話に對し、國體の精華といふことに對して、すべて作者の情操より出でた信念であつて、

冷い理窟を基とした解釋ではないと思はれる。故に、これが取扱に當つても、よくその作者の心的態度を理會してかゝることが必要であると思ふ。

「有史以前の神祕なる言繼ぎ」臣民の記憶せざる古き時代」といふ用語に徴しても、この作者が「何事のおはしますか知らねども」と歌つた西行の心持に同感を表してゐる理由がわかるやうに思ふ。

マク・ガバーンの説を引いての所見もゆかしい。かういふ外人の説に對して、すぐ頭がぐらくするやうでは困る。およそ外人の説に對する時は、すなほにそれに耳を傾けて、一應はその理のある所を酌まうと努めるのは固より結構なことであるが、その爲に、更に理のある解釋を捨てて顧みなくなるやうではよろしくない。我が國體や民族に關する外人の説などに就いては、尙更慎重に考へて見なければならぬ。さういふ點から考へて、この節などは特に留意して取扱ふべきであらう。

7 設問

8 釋義

【國體】コクタイ。一國の主權の所在による國家の態様をいふ。主權が特定の一自然人にある場合を君主國體といひ、主權が特權階級にあるものを貴族國體といひ、主權

1 「一君萬民」といふ題目の意味は如何。本文の内容に於て、特にこれに言及してゐる節をあげよ。

2 神話といふものに對する、この作者の考について述べよ。

3 西行の歌について、この作者は特に如何なる點を感じてゐるか。

4 「政争鬭外」とある「政争」は、どんな意味に用ひられてゐるか。この語の前後の意味を、作者自ら別に説明してゐるやうな語句に氣づかないか。最後の一節に、「議會の多數決とか、憲法の正條といふ如き理論と法規とのみを以て満足することは出来ない」と比較せよ。

5 次の語の訓みと意義とを問ふ。
滄溟。沙門。肅然。凝結。直截。恬淡。遊説。情緒。縷述。大傘下。

が國民全體にあるものを民主國體といふ。
現在は多數の民主國體と、少數の君主國體とが存在し、貴族國體は存在しない。

「國體」の語は、この外に、國家の状態、くにがら、くにぶりの意に用ひられること(例一)があり、又國家の體面の意味に用ひられること(例二)がある。次の例を見よ。

漢書の成帝紀に「儒林之官、四海淵源。宜皆明於古今。溫古知新、通達國體、故謂之博士。」(例一)

漢書の翟方進傳に「墮國體、亂朝廷之序。」(例二)

【主權者】 シュケンシヤ。一國の主權の地位にある者。
「主權」とは、國家に於ける最高且つ獨立の權力をいふ。即ちその國家内に於ては何人も絶對にこれに服従し、外に向つては自己の意に反して他の權力に制限せられることのない状態である。前者を對内主權といひ、後者を對外主權といふ。主權は唯一不可分で、その作用を統治權と呼ぶ。

【大日本帝國憲法】 明治十四年十月十二日に、明治二十三年を期して國會を開設すべき旨の勅諭を下された。十五年

年參議伊藤博文等は勅を奉じてヨーロッパに赴き、各國の憲法制度を調査し、十六年九月歸朝した。十七年宮中に制度取調局を置き、博文をその長官とし、専ら憲法及びこれに伴ふ制度の立案に従事せしめた。二十一年四月に樞密院を置き、憲法草案をその諮詢に附した。二十二年二月十一日、帝國憲法發布式を宮中に擧げたまひ、皇族以下大臣・在京勅奏任官・華族・地方長官・裁判所長・府縣會議長等が參列した。七章七十六箇條から成り、その前文に上諭を附してある。

憲法は國家の組織及び作用に關する基礎法。國家の領土の範圍、國民たるものの資格の要件、國家の統治組織の範圍、國家と國民との關係に關する基礎法則を定めたものである。いづれの國もこの意味の憲法を有せぬものはないが、單に不文の理法、慣習法としてのみ存する國、即ち不文憲法の國と、特に憲法といふ成文を有する國、即ち成文憲法の國とある。英國の如きは前者に屬し、我が國の如きは後者に屬する。

【建國】 ケンコク。新に國を建てること。はじめて一國の

基礎を置くこと。

我が國の建國は普通には神武天皇が大和御平定の後、橿原の地で皇位におつき遊ばされた時、即ち辛酉の年を皇紀元年としてゐる。しかしそれは建國の事實が最も明らか形の上にはあらはれた時であつて、建國の事實は遠く神代の伊邪那岐・伊邪那美二柱の神の時にはじまつて、代着々として進められてゐたものと考へるべきであらう。即ち古事記の

「こゝに天神諸の命もちて、伊邪那岐・伊邪那美二柱の神に、このたゞよへる國をつくり固めなせとのりごちて、天の沼矛を賜ひて言よさし賜ひき。かれ二柱の神、天の浮橋に立たして、その沼矛を指しおろして晝きたまへば、鹽こをろこをろに晝きなして、引上げたたまふ時に、その矛のさきよりしたる滴積りて島となる。これおのころ島なり。その島に天降りまして、天の御柱を見立て、八尋殿を見立てたまひき。」

とあるのは、建國の事實のうち國土經營が遠く那岐・那美二神によつて考へられ實行されてゐたことを示すものである。また日本書紀の

「天照大神勅して曰く、若し然らば方に吾が兒を降しまつらむ。且つ降しまさむとする間に皇孫已に生れたまふ。號を天津彦々

火瓊杵尊と申す。時に奏するものあり。曰く、この皇孫を以て代へ降しまさむとおもふ。かれ、天照大神、乃ち天津彦々火瓊杵尊に八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ひ、又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天細女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡そ五部神を以て配へて侍らしむ。因りて皇孫に勅して曰く、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王地也。宜爾皇孫、就而治焉。行焉。實祚之隆。當與天壤無窮者矣。」とあるを見ても、日本建國の事實が、遠くより着々と行はれつつあつたことが明らかに知られる。

神武天皇の御東征の詔勅には
「昔我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊、この豐葦原瑞穗國を擧げて、我が天祖彥火瓊杵尊に授けたまへり。於是、瓊杵尊天關を開き、雲路を披け、仙蹤驅ひて、以て戻り止す。是の時、運は鴻荒に屬ひ、時は草昧に鐘れり。故に蒙くして以て正を養ひ、この西の偏を治す。皇祖皇考、乃ち神乃ち聖にして、慶を積み、暉を重ね、多に年を経たり。而して遠邇の地、猶未だ王澤に霑はず。遂に邑に君あり、村に長あり、各自ら疆を分ち、以て相凌轢ふ。又鹽土の老翁に聞くに、曰く、東に美地あり、青山四周せり、その中に亦天の磐船に乗りて飛降せる者ありと。余謂ふに、彼の地は必ず以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし。蓋し、六合の中心か。厥の飛降せし者は、謂ふにこれ饒速日か。何ぞ就きて都せざらむや。(日本書紀)」

とあつて、日向の國に在した神武天皇の御東征の御動機が窺はれる。

又辛酉の年、大和に於て御即位遊はされた時の詔勅には、

「我、東征よりこゝに六年になりぬ。頼りて皇天の威を以て凶徒戮されぬ。邊土未だ清らず。餘妖はなほ梗たりと雖も、しかも中洲の地に復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢廓し、大壯を規り慕るべし。而して今運は屯蒙に屬し、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む。習俗は惟常となれり。夫れ大人の制を立つ、義は必ず時に隨つて、苟も民に利あれば何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元々を鎮め、上は則ち乾靈圖を授け給ひし德に答へ、下は則ち皇孫正を養ふの心を弘め、然して後に六合を兼ね、以て都を開き、八紘を掩ひて宇とせむこと、亦よからざらむや、夫の故傍の東南、樞原の地を觀れば、蓋し國の塊區か、治すべし。」(日本書紀)

とあつて、建國が形の上に明らかに見えてゐる。併しこれから後も建國の内容は營々として行はれたものであつて、それは神武天皇を御肇國天皇(ハツクニシラスメラミコト)と申し奉るが、第十代の崇神天皇をも同じく「ハツクニシラスメラミコト」と申したてまつることによつても窺ひ知ることが出来る。

【伊弉諾・伊弉冊の二神】 この文字は日本書紀に従つたので、古事記には「伊邪那岐・伊邪那美」と書いてある。その語については、「神代紀口訣」に「伊邪那」は「誘ふ」語とある如く、「誘ふ」の語幹に「岐」「美」の語を添へて男女の性を區別したのである。「岐」「美」は、祝詞に「神漏岐命・神漏彌命」とある類である。

「誘ふ」の義は、古事記の諸・冊二神の國土生成の神話に、この二神が神婚の際、互に誘ひ合つた事が見えてゐるのに基くのである。神話によつて神の名を定める例は古事記にも屢々見られる。

この二神は完成した大地に出現して、更に國土の創成や諸種の現象等を生成する根元となる神である。

【天瓊矛】 古事記には「天沼矛」の文字を用ひてある。玉を以て飾つた矛である。「天」は天神の物に冠して、地上の物と區別する語であるが、轉じては廣く美稱の接頭語としても用ひる。

【滄溟】 サウメイ。日本書紀には「アヲウナバラ」と訓ませてある。

飯田武郷の日本書紀通釋にこの語を説明して「平田翁云ふ、萬葉二十に、阿乎宇奈波良とあるによつて訓むべし。記に天神の是漂在國と指したまへる一物を、廣く見はるかしたる状もていへる名なり。青とは見はるかしたる状の蒼々と廣く見ゆる故に言ふといへり。云々。」としてゐる。青々として遙々つゞく大海である。

【自凝島】 オノコロジマ。古事記には「淤能基呂島」の字を用ひてある。かき成したまへる潮の滴りが自然に積つて成つたための名である。

【大八洲】 オホヤシマ。日本書紀の本文には、諸・冊二神が、淡路島を胞衣として、大日本豊秋津洲・伊豫二名洲・筑紫洲・億岐洲・佐渡洲・越洲・大洲・吉備子洲を生んだ。これが大八洲で、更に對馬・壹岐をはじめ處々の小島が、潮沫の凝固によつて生じたと傳へてゐる。

【豊葦原の千五百秋の瑞穂國は云々】 日本書紀の神代卷に見えてゐる天祖の神勅である。その原文は前項「建國」の條に記してある。

【豊葦原の千五百秋の瑞穂國】 これから天孫をお遣はしに

なる我が國をお呼びになつた稱呼で、「豊葦原」は葦の豊に繁茂する肥沃の美土を意味し、「千五百秋」は所謂天壤無窮の義に通ひ、「瑞穂國」は皇孫の御食津國として農作物の瑞々しく豊穰なことを意味してゐる。

【就でまして治らせ】 その國土に赴いて統治せよ。

【行くませ】 御發途に際して、そのおはしつかせ給ふまでの御平安を願ひ奉らせたまふ御心である。

【寶祚】 アマツヒツギ。古事記傳に「天津日大御神の大御任を受け傳へまして、その大御業を嗣々にしろしめす山の御稱なり。」と言つてゐる。即ち天祖が、子孫の王たるべき地なりと詔りたまへる大命を受けつぎまして、天地の間に君とまします御位を稱し奉る語。天業。帝位。

【遼遠】 レウエン。はるかに遠いこと。左傳に「楚師遼遠、糧食將盡。」

【大和民族】 ヤマトミンゾク。我が日本人の大部分が屬してゐる民族で、天孫民族・日本民族等ともいふ。天孫降臨に従ひ、神武天皇の御東征に従つた諸神・諸臣等の子孫である。後に土着の民族或は歸化民族をも包含して渾

然たる一大民族となつた。

【情緒】 ジャウシヨ。或事物の觀念に伴なつて起る、比較的急で且つ強い感情をいふ。恐怖・憤怒・驚愕・歡喜等はこれである。情緒は色々の形で、生理的・身體的の變化を惹起せしめる。例へば脈膊・呼吸・血管等に影響を與へる類である。

【神話】 シンワ。原始説話の一種である。有史以前人智の極めて幼稚であつた時代又は現存未開人の間では、宇宙の諸現象を科學的に説明することが出来ないで、神の仕事とし、又史實を時代の經過と共に傳説化するものである。神話はこれを基礎として出來たもので、日本神話は後者に屬する。主なる神話には、セミチック神話・印度神話・エジプト神話・ギリシヤ・ローマ神話・北歐神話・日本神話等がある。

【末世末法】 マッセマツボフ。末世といふも末法といふも同じことである。また末代・末法時・末の世などともいふ。

佛説にいふ三法時の一つである。佛滅後を法の正邪・盛

衰によつて三つにわけける。即ち

正法時(シャウホフジ)、佛滅後五百年。この間は佛法の正しく行はれる時代。

象法時(ザウホフジ)、正法時の後の千年。佛滅を去ることや、遠く、次第に佛法に邪義を生じ、又漸く法の衰へる時代。

末法時(マツボフジ)、象法時の後の萬年。法の全く衰へて諸惡事の行はれる時代。

【理會】 リクワイ。道理を會得すること。又は、理性によつて會得すること。

世説に「時人以謂、山濤、不學孫吳、而闇與之理會。」何遜の文に「雖有知于理會、終失悟于心機。」

【宏遠】 カウエン。ひろくとほいこと。

晉書の賈充傳に「雅量宏遠。」

【徳を樹つ】 トクをタツ。徳をうゑつけること。

書經の泰誓に「樹徳務滋、除惡務盡。」

戰國策に「樹徳莫如滋、除惡莫如盡。」

【衆庶】 シュウシヨ。もろ／＼のため。

上林賦に「務在獨樂、不顧衆庶。」

【臣事】 シンジ。けらいとなつて仕へること。

【億兆】 オクテウ。(一)すべての國民をいふ。

晉書の周嵩傳に「上爲宗廟無窮之計、下收億兆元々之命。」

(二)また數の極めて多いことをいふ。

戰國策に「蘇秦說楚威王曰、從親則諸侯割地以事、楚、橫合、則楚割地以事秦。此兩策、相去有億兆之數、大王何居焉。」

こゝは(一)の意。

【世々厥の美を濟す】 ヨ、ソのビをナす。後人が前人の志をつぎ遺業をうけて、その美を完成すること。

史記の五帝紀に「此十六族者、世々濟其美、不隕其名。」

【相倚る】 アヒヨる。互に頼りあふこと。

【葦し】 カタシ。

詩經の大雅に「藐々昊天、無不克葦。」

【我が建國は……國體の精華である】

これは教育勸語の御言を借りて述べたものであることは言ふまでもない。

【民族】 ミンゾク。人民の種族。祖先・言語・習慣・風俗等を同じくしてゐる人類の一團をいふ。

例へば日本人の大部分は大和民族であり、支那人は漢民族・滿洲民族・蒙古民族・西藏民族・土耳其民族の五族から成り、ヨーロッパの住民はラテン民族・チュウトン民族・スラブ民族の三大民族に大別せられる類である。

【宗親】 ソウシン。こゝでは同民族の總本家の意味に用ひられてゐる。「宗」は「主」又は「長」の義。

普通には、同母の兄弟の意に用ひる。

史記の五宗世家に「同母者爲宗親。」

【凝結】 ギョウケツ。こりかたまること。

淮南子に「凝結而不流。」

【義は即ち君臣にして情は猶父子のごとし】 日本書紀十四

欽明天皇の條に、天皇の二十三年八月、天皇御病篤くましました時、大伴室屋大連と東漢掬直とに遺させられた詔の中に見えてゐる。即ち

「方今區宇一家の如く、烟火萬里、百姓艾安、四夷賓服す。此又天意區夏を寧らかにせんと欲せり。所以に心を小め己を勵まして、日に日に一日を慎むことは蓋し百姓の爲の故也。臣連・伴造毎日朝参し、國司・郡司時に隨ひて朝集せり。何ぞ心をつくして誠勅すること慇懃ならざらむや。義は乃ち君臣なれども情は父子を兼ぬ。庶くは臣連の智力、内外の歡心に藉りて普天の下を永く安樂ならしめんとおもひき……云々」とある。

【明治神宮鎮座祭】メイヂジングウチンザサイ。明治神宮は、大正四年十一月に地鎮祭を行ひ、爾來着々工をすし、九年十月を以て竣成した。十一月一日に鎮座祭を行ひ、同三日を以て最初の例祭を舉行せられた。

【赤誠】セキセイ。まごころ。いつはりかさりのないまこと。

韓偓の詩に「暫時、膝下何須恥、自有蒼々鑿赤誠。」赤心・丹心・丹誠などと同義。

「赤」は、はだか、むきだし等、本體をあらはす義。「赤脚」「赤身」「赤手」「赤地」「赤貧」「赤裸」等の「赤」はみな

さも高いので、石橋よりもはるかに高い位置にある。よつて俗にこの兩橋を二重橋と稱し奉る。

【衷心】チュウシン。まごころ。本心。

【マク、ガバーン】Mcgowan. アメリカの宣教師。

【熊襲民族】クマソミンゾク。上古九州地方に住んでゐた一種族。性質が極めて勇悍で、屢、邊境を擾した。ために景行・仲哀の兩朝に征討を受け、その多くは同化した。が、一部は後世までもなほ同化しなかつた。史上に隼人としてあらはれてゐるのはこれである。

【アイヌ民族】北海道及び樺太に住する一種族。古く我が東北地方に住し、古史には「毛人」或は「蝦夷」と書かれ、「エミシ」「エゾ」と呼ばれてゐた。現在生存するものは約一萬五千と算せられる。

【出雲民族】イヅモミンゾク。天孫降臨の前にこの國土に來て出雲地方を經營してゐた素戔嗚尊・大國主命を中心とする一部族である。これは早く天孫民族に服し、それと融合してしまつた。

【皇祖天照大神が武甕槌命及び経津主命をして出雲の大國

これである。

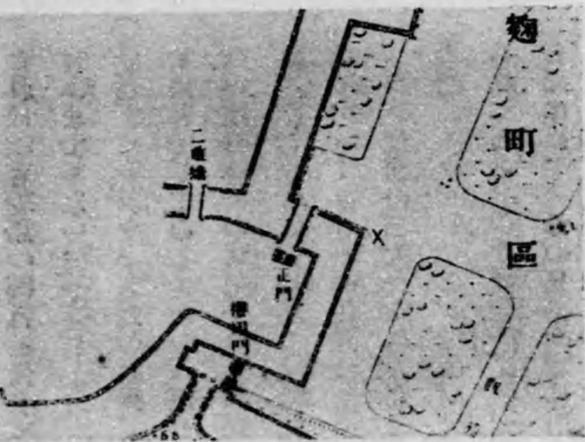
【目睹】モクト。目で見ること。

【皇太子殿下御降誕】昭和八年十二月二十三日の朝、皇太子繼宮明仁親王殿下は御降誕遊ばされた。

「降誕」とは、神・佛・帝王又は異常の人の世に生れ出ることといふ。

松風村雨束帶鑑に「をのこみやすくと降誕あり。」

花葉夫人宮詞に「東宮降誕近佳辰、少海星邊擁瑞雲。」



【二重橋】ニチュウバシ。東京の宮城正門の漆に架せられた二つの橋。正しくは、正門の石橋、正門の鐵橋といふ。鐵橋の方が奥にあつて、高

主命に歸順を説かしめ給うた神代史」古事記及び日本書紀に見えてゐる大國主命の出雲の經營と國土奉還の神話とである。以下にその大體を記す。

須佐之命は天國より逐はれて出雲國の肥河上に降り、國神足名椎・手名椎夫妻のために八岐の大蛇を斬つて一つの劍を得た。命はこの名劍は私用に供すべきにあらずとて、使を以て大神に獻つた。天叢雲劍は即ち是である。命はこの地で足名椎の女櫛稻田姫を娶り、新宮を須賀の地に作つて夫妻共に此に住んだ。世に三十一文字の初めとして人口に膾炙せる「八雲立つ」の歌はこの時の詠と傳へてあるが、學者中には後人の詠かと疑ふ者もある。一説に命は天國を去つた後、その子五十猛神を帥ゐて新羅に到り、曾尸茂利の地に居給うたが、後にこの地を好まずとて出雲に到つたとも傳へてある。又五十猛神は天降つた時、數多の樹種を齎したが、一も韓地に植ゑないで、筑紫より始め大八洲國に播殖せしめたともいつてゐる。その中で木の最もよく繁茂した所を木の國(即ち紀伊國)といつた。五十猛神を伊太祁曾神社に祭つてゐるのはこの緣故による。

須佐之命の御子(或は六世の孫ともいふ)を大國主命といふ。別名を大己貴神とも、大物主神ともいひ、又葦原醜男とも八千矛神ともいひ、顯國玉神ともいふ。大國主神が此の如く數多の名を持つてゐたことを見ても、命が國土の經營に對して功業勞力の莫大であつたことがわかる。實に大國主神は幾多の辛苦

を督め、多くの庶兄弟を威服せしめ、出雲國御種崎で、海上より來つた少名彦神と會合してから、力を戮せ心一つにして、天下の經營に従事した。人民のため畜産のためには療病の方を定め、鳥獸昆蟲の災異を攘はんためには禁厭の法を定めたから、百姓は皆その恩頼に浴した。かくて少名彦命が熊野の御崎より再び常世國に渡つた後は、大國主獨りて國土の經營に力を盡くしたが、その和魂の勸によつて、倭の國の三諸山に大三輪神を祀つり、倭にその勢力を張らうとした。

然るに天照大神は、その御子孫を葦原中國に君たらしめようとの思召で「豐葦原の千秋長五百秋の水穗國は我が御子、正勝吾勝勝速日天忍穗耳尊の知らさむ國」と仰せられた。尊はこの大命を奉じて天降らんとしたが、中國に於ける大國主命の威が甚だ盛んであつたから、還つてこれを大神に奏上した。大神は乃ち群神と議して、先づ天穗日命を遣はしてこれを圖らしめ給らたが、穗日命は大國主神に阿附して復命しない、更に天稚彦を送らせられた所、彼も亦忠誠を缺き、大國主の女を娶つて自ら國土を私せんとした。此に於て最後に經津主・武甕槌の二神を遣はした。二神は出雲國伊那佐の小濱に降り、武威を大國主に示して、國土奉還の大命を傳へた。大國主答へて、先づ我が子事代主神と謀つて、然る後奉答せんといつたが、事代主神は速に國土を避け奉り、大命を拒まぬがよいと申したから、大國主も之に従つた。然るに建御名方命(大國主命の子)は國土奉還を喜ばないで之に反對したので、二神と争ひ、相戦つて敗走した。

武甕槌神が之を逐うて科野の洲羽に至つた時、建御名方は力屈して服従した。大國主は此に於てその手にせる廣矛を二神に授けて、吾はこの矛を以て功を立てたから、天孫も之を用ひて國を治め給はば必ず平安ならん、且つ宮室を作つて吾を祀らば、吾はそこに隠れて復た出でざるべしと申した。よつて天神はその請を容れて、新宮を杵築に造り、底津石根に宮柱太知り立て、高天原に米木高知りて齋き祭り給ふこととなつた。今の出雲大社が即ちこれである。(葦原由之著——日本史講話)

【歸順】 キジ。ン。叛逆の心を改めて歸服すること。敵對してゐたものが反抗を止めて服従すること。

杜甫の詩に「寇盜方歸順、乾坤欲晏如。」
唐書の高仁厚傳に「有能釋甲迎我者、署背曰歸順、皆復農矣。」

【首肯】 シュ。コウ。うなづくこと。合點すること。承認すること。

制府錄に「張公首肯久之。」
【斷案】 ダンアン。終結の判斷。斷定。結論。

【直截】 チョクセツ。直覺的に事物を辨別すること。又は、すぐに裁斷を下すこと。

【同化】 ドウカ。性質の異なるものが、同性質のものになること。

かはることをいふ。

【融合】 ユウガフ。異なる別々のものが、區別なく一つになることをいふ。

華陽國志に「出金銀礦、取火融合之、爲金銀。」

【論より證據】 議論するよりは、事實の證據によつて物事を決せよとの意。

俠客傳に「鄙語にいふ論より證據、今更多辯に及ぶべからず。」

【晒然】 アゼン。あきれて口をきくことも出來ぬ貌。

【萬民具瞻】 バンミングセン。すべての人がともに仰いで見ること。すべての國民がひとしく知り奉つてゐること。「瞻」は、あふぎ見る義。

【謳歌】 オウカ。聲を合はせて一齊に歌ふこと。衆人がその徳を稱詠して歸嚮すること。

孟子の萬章上に「謳歌者、不謳歌堯之子、而謳歌舜。」

【西行法師】 サイギヤウホフシ。俗名は佐藤義清。鎮守府將軍藤原秀郷の後である。若くして射にすぐれ、鳥羽上

皇の殊寵を受けて北面の武士となつた。二十三歳の時出家して山野を放浪し、風流を求め、吟詠して悠々と楽しんだ。その和歌は特に見るべきものがあつて、新古今集をはじめ勅撰集に採り入れられたものも少くない。家集を山家集といふ。

建久元年(一一五〇)寂。年七十三。

【物慾】 ブツヨク。金錢・酒食等の物質上の慾。外物の慾。

【恬淡】 テンタン。又恬澹とも書く。やすらかで無慾なことで。淡泊で無爲なこと。

老子に「恬澹爲上、勝而不美。」

史記の秦始皇本紀に「今上治天下、未能恬淡。」

【將軍頼朝から贈つた銀猫云々】 吾妻鏡に見えてゐる話。文治二年八月十五日、西行は鎌倉で偶然源頼朝に見つけられてその屋敷へ招じられ、記念として猫の形をした銀製の香爐を貰つたが、翌朝辭去する時、門前で遊んでゐた子供に何の未練げもなく與へて立去つた。

【飄然】 ヘウゼン。「飄」は、風に吹かれてひら／＼とひるがへる貌。

こゝは、どこをあてともなくさすらひ行く貌。

【沙門】 シヤモン。梵語の Sramana の約で、勤息などと譯す。善を勤め惡を息める義である。

出家して道を修める人。僧侶。桑門。

日本書紀齊明天皇の條に「高麗沙門道顯。」

太平記卷二に「戒・定・慧の三學を兼備したまへる一人の沙門のおはしけり。」

後漢書の郊祀志註に「沙門、漢言息心、削髮出家、絶情洗欲、而歸于無爲。」

【何事のおはしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼるゝ】 異本山家集に見えてゐる歌

こゝに恭しく神前に額づけば、宮居の奥からは祭の神樂響などのが傳はつて来る。それはいかなることが神前に於て行はれてゐるか、自分のやうなものにはわかりかねるが、かうして大御前に敬禮してゐると、たゞ身のかたじけなさのために涙がこぼれてくるとの意。

【萬世一系】 バンセイイイケイ。萬世に互つて一系の皇統の連綿として傳はること。

大日本帝國憲法の第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」

「萬世」は、よろづよ・萬代・永久等の意。

書經の大禹謨に「萬世永賴、時乃功。」

史記の秦始皇本紀に「二世三世至于萬世、傳之無窮。」

【敬虔】 ケイケン。自然にうやまひつゝしむこと。

【感傷】 カンシャウ。Sentimentality。この概念には、(一)

感情そのものが異常に微妙で、刺戟せられ易い傾向と、

(二)その感情的變化が意識全體を支配し、理情を制御し易い傾向と、この二つの意味が併せ含まれる。内容からい

へば、人生の經驗に於て感情を最も深く刺戟するものは

概して吾人の生活感情の自然の傾向に反する悲哀の場合

であるから、感傷性も亦概してこの方向に成立する場合

が多い。感傷性は所謂ローマン的傾向に最もよく調和

し、或時代精神の下に於ては尙ばれたものであるが、最

近に於ては、一般に一種の貶意を含む概念として用ひら

れる。藝術家や詩人は概してより多くの傾向を有する

ものであるが、然し藝術そのものがこの傾向を主要の動

機とすることは、美意識の本領から言つて正當でない。

(岩波哲學辭典による)

【常軌を逸す】 ジャウキをイツス。人として守り行ふべき道にはづれること。「常軌」は、つねに行くべき軌道。常に守り行ふべき道。」

北史の韓麒麟傳に「是百王之常規、爲政之所先。」

【逸す】 は、にげる意、走る意。

【緩和】 クッソワ。ゆるくやはらかなこと。ゆるめやわらげること。

【政争圏外】 セイサウケンガイ。政争の範囲外。

「政争」は政治上の争。

【圏】は檻・ひとや・輪等の義。故に「圏外」とは、かぎられなくぎりのそと、範囲外の意。

【不偏不黨】 フヘンフタウ。訓讀すれば「かたよらずくみせず」となる。一方にかたよることなく、又或一部分で徒黨をこしらへることのないことをいふ。

【一視同仁】 イッシドウジン。もと、人類も禽獸も平等に愛する義。今は主として、人間社會に於て、緣故の有無

親疎にかゝはらず、すべての人を平等に愛することに用ひる。

韓愈の原人に「聖人一視同仁、篤近而擧遠。」

【板垣伯】 イタガキハク。名は退助。舊土佐藩士。夙に勤

王を唱へ、明治元年の奥羽征

討に參謀として軍に従つた。

同四年參議に任ぜられた。七

年征韓論で廟議と意見を異に

して野に下り、十一年民選議

院設立の建白をなし、自由黨

を組織してその總裁となり、自由民権を高調した。十五

年三月遊説の途中岐阜で刺客に傷つけられた。快癒の後、

歐洲を漫遊して見聞を廣め、十七年伯爵を授けられた。

二十九年伊藤内閣の内務大臣、三十一年板垣内閣の内務

大臣となつた。三十三年政界を退き、専ら社會事業に没

頭し、救貧の方法を研究し、又一代華族制を主張した。

大正八年薨。年八十三。

【野に下る】 ヤに下る。官職を辭して一私人となること。



「野」は「朝」に對する語で、民間の意。官職につかぬことをいふ。

書經の大禹謨に「君子在野、小人在位。」

【自由民権を高唱し】板垣退助は、明治八年参議の職に在る時、速かに憲法を制定し、國會を開設すべしとの論をとり、又参議であつて、院省や使の長官を兼攝し、立法・行政を混合するを非として、遂に職を辭した。この頃板垣の所論に賛同するものが多く、人民に自由を與へ、又國會を開設して政治に參與する權利を人民に得しめるといふ主張が盛であつた。これが謂はゆる自由民権の説である。

萩野由之の日本史講話に

…時の政府は漸進の方針を執り、民智の進むを俟ち、時勢を量りて國會を開かんとしたが、民間の説は一般に急進を希ひ、政社を立て黨を結んで、皆國會を興し政治を改革すべきことを唱へた。中にも高知縣の板垣退助によりて團結せられた愛國社は最も盛であつて、十一年九月を初回として、屢、同志を大阪に會し、國會開設の請願に關して議した。時に岡山縣の有志は、總代を出して建白書を元老院に上り、尋いで愛國社も委員を上京せしめて、請願書を太政官に呈した。この外にも各地の有志

の都下に集つて同様の請願をなす者が甚だ多く、政談演説は頻頻と行はれ、民権自由の説は盛に唱へられ、大いに朝野を轟然たらしめた。是に於て政府は集會條例を發布し、以て集會結社の自由を束縛した。加之國會開設の請願書も亦却けられたから、自由民権の説は益々響しく、民権説を唱へず國會の開設を望まない者は、一時世に容れられざるが如き有様であつた。(八六三—八六四頁)

【遊説】イウゼイ。我が家を出て諸方を説きまはること。説き誘ひあくること。

史記の齊太公世家に「太公遊説諸侯、無所不遇。」

【岐阜に赴いた時云々】「近世日本史」の記事を左に引用しよう。

「板垣は自ら馬を陣頭に進め、東海遊説の途上岐阜に入り、十五年四月六日金華山麓なる神道中教院の大懇親會に臨み、一場の演説を終へて將にその門を出でんとするに際し、刺客愛知縣人相原尙委(二十七年十月)の兇刃に見舞はれ、「板垣死すとも自由は死せず。」と、千古の警句を以て自由民権のため萬丈の氣を吐いた。蓋し兇者平生固持する所の主義は大いに同氏の主義と相反し、同氏を以て急進過激不忠不臣の國賊なり、國家皇國を誤るものなりと誤想し「この賊魁を斃さば當に自由黨全體は壊滅すべし。」と言ひ、その志悲しむべきものがある。實に岐阜の遭難も、畢竟政府及び帝政黨一派の誣妄的宣傳によつて生れ

た一の悲劇であつた。

板垣遭難の報一度天下に傳はるや、朝野爲に震駭したが、わけでも自由黨の驚愕と激昂とは一方ならず、激を天下に飛ばして同志の糾合を圖つた。後藤象二郎はシーザーが刺された時のアントニーの如き興奮を以て「噫板垣既に兇刃に罹れるか、余はこれより直に岐阜に赴いて一大演説會を開き、板垣の死屍を臺上に横たへ、以て親友のために弔合戦を爲さん。而して余も亦斃るべくんば共に斃れん。」と激語し、島本伸道はフランス革命のバスチール破壊を夢みて、「これより直に名古屋監獄を破壊し、名古屋城を攻略して政府を顛覆すべし。」と暴論し、自由黨は將に革命黨化せんとしたが、板垣の傷痍も重からず、しかも明治大帝が深く報應を惱ませ給うて、勅使を御差遣遊ばされたので、自由黨も漸次冷靜に還り、繼に事なきを得た。

【壯漢】サウカン。若者。若盛りの男。

「壯」とは三十歳又はその前後をいふ。

【漢】は「男」の義。「好漢」「惡漢」「暴漢」「凶漢」等の漢は、皆これである。

【剎那】セツナ。佛教の語。極めて短い時間をいふ。一彈

指の中にも六十五剎那があるといふ。

【喝破】カッパ。(一)大聲を發して、他人を説破すること。

(二)邪説を排し、眞理を説き明かすこと。

【官憲】クワンケン。(一)政府の法規。(二)役人。官吏。(三)その物事について管轄權のある官廳。そのすぢ。

こゝは(三)の意。

【直に勅使をお下しになつて】前項「岐阜に赴いた時云々」の項を参照せられたい。

【肅然】シユクゼン。(一)おごそかに形をたゞしとへのへるさまにいふ語。

禮記の祭義に「周旋出戶、肅然必有聞、平其容聲。」史記の封禪書に「時去時來、來則風肅然。」

【往々】ワウウ。(一)まゝ。折々。時々。漢書の張湯傳に「於是、往々釋湯所言。」(二)ところ々。

後漢書の班固傳に「神祕靈沼、往々而在。」

【赤子】セキシ。仁惠の厚い君主を「人民の父母」と稱するに對して、人民を呼ぶ稱。

【乾燥無味】カンサウムミ。人間の感情の上に、又は詩文などの辭句・意義の上に、修飾も含蓄もうるほひもなく、趣味の乏しいことにいふ。

【絶大】 ゼツダイ。この上もなく大きいこと。すぐれて大きいこと。

「絶」は、他に類例を絶つ義。

【大赦】 タイシヤ。犯罪と認むべき或種類の行為に對して、天皇が刑罰法の適用を全く廢止したまふ恩典である。即ち、刑事法上その犯罪行為が存しなかつたと同一の効力を生ずるものである。

孝徳紀に「大赦天下。」

【特赦】 トクシヤ。天皇が、特に大權によつて、有罪の確定判決を経た特定の犯罪人に對して刑の全部を免除したまふ恩典である。

【恩典】 オンテン。めぐみを施すこと。めぐみの御沙汰。

韓琦の文に「被_レ恩典之特優、願_レ人言_レ而甚愧。」

【勸獎】 クワンシヤウ。すゝめはげますこと。

唐書に「陛下誠_レ下_レ明詔、勅_レ王公以下子弟、一入_レ大學、尊_レ尚師儒、發揚勸獎、海内知_レ嚮。」

【救濟事業に對する御補助】 貧困者の救濟、災厄に罹つた者の救濟等の諸事業に對して、屢々、皇室から御補助を下

したまはる。貧者の醫療のための濟生會に對する御補助、水難救濟會に對する御補助の如きは、實にその一例である。

【赤十字事業】 赤十字社は戰時に於ては敵味方の區別なく死傷者の治療に従事し、平時に於ては病院の經營、巡回診療、妊産婦保護、少年赤十字等の諸事業に従事する。スイス國が本社團創立に盡力したのを記念するため、同國旗の彩色を轉倒し、白地に赤十字を書いてその徽章とする。

【救恤】 キウジツ。すくひめぐむこと。

唐書に「陛下救恤之言未_レ出_レ口。」

【風教】 フウケウ。(一)人民を教へ導いて善に化せしめるところ。よいならはしに導くこと。

太平記、二十一に「御在位の間、風教多くは延喜の聖代を追はれしかば。」

(二)風習。風俗。

史記の五帝論贊に「風教固_レ殊。」

【勅語】 チョクゴ。天皇の天命。「みことのり」ともいふ。

その口勅は内宣といふ。文書に記されたものは、大寶令

の制によると、臨時の大事に關するものを詔書、恆例の小事に關するものを勅旨といつた。後世には宸筆に成る御消息を多く勅書と言つた。

【詔書】 セウシ。皇室の大事又は大權の施行に關して宣誥したまふ勅旨。踐祚・即位・攝政等皇室典範及び登極令に關する事項、帝國議會に關する大權事項等は、詔書によつて宣誥せられる。

その形式は、御親署の後、御璽を鈐し、副署を以て輔弼の責任を明らかにするを原則とする。

【文化生活】 ブンクワセイクワツ。こゝでは文化的生活といふ程の意で、文化を基礎とし、又は文化に據つて行ふ生活をいふ。

「文化」とは、文學・教化が進歩して世が開明に赴くこと。

【續述】 ルジツツ。續々と陳述すること。詳細に述べること。

宋史の天文志に「有_レ不容_レ不_レ續述而申_レ告之者」と

【萬乘】 バンシヨウ。支那の周の時代に、天子は兵車一萬

輛を出す制度であつたから出た語である。

天子、又は天子の位をいふ。

漢書の刑法志に「天子、畿方千里、提封百萬井、定出_レ賦六十四萬井、戎馬四萬疋、兵車萬乘、故稱_レ萬乘之主。」

【御歌會始】 オウタククイハジメ。その年の始に於て、宮中に於て催される和歌の御會である。その日はかねて仰出されてある勅題に對して一般民庶から詠進したもののうち豫選歌を御前に披講し、ついで御歌所奉仕諸員、側近奉仕諸員の詠歌、皇族各殿下の御歌を披講し、次に皇后陛下御歌、最後に御製を謹講する定めである。

【御講書始】 ゴカウシヨハジメ。毎年のはじめに於て、陛下の御前に、圖書について御進講申し上げる會。圖書・漢書・洋書につき各一名の進講者並に各一名の進講者控が任命せられ、各進講題目を定めて、正進講者三名が謹んで奉仕する。

【碩學】 セキガク。學問の博く且つ深い人。博學者。大學

運歩色葉に「碩學大也」

南史の臧肅傳に「肅白・虞喜・范宣、並鴻儒碩學」

【鴻儒】 コウジ。大儒。大學者。碩學といふと同じ。「鴻」は「大」の義。

晉書の儒林傳序に「主好^ス斯文、朝多^ク君子、鴻儒碩學、無^シ乏^ク於時。」

【典籍】 テンセキ。書籍。ふみ。

【先天的】 センテンテキ。生れながらにして本來有してゐることを意味する。「後天的」の反對。

「後天的」とは、生後に習得し経験したものをいふ。

【大傘下】 ダイサンカ。大いなる傘の下。

9

挿圖

皇太子殿下御降誕直後宮城二重橋前の光景

昭和八年十二月二十三日の朝、皇太子殿下御降誕の報がたゞび傳はるや、歡喜にあふれた國民は、或は團體を作り、或は個人で、手に手に日の丸の小旗を打振りつゝ、宮城二重橋前の廣場に集り、心からなる祝賀の萬歳を唱へ奉つた。これはその一景。

皇大神宮

皇大神宮御本殿の御側面である。

中國文教科書教授備考

卷五

中國文教科書教授備考 卷五 修正二十三版用

昭和十年三月廿八日印刷
昭和十年三月卅一日發行

非賣品

編者

光風館編輯所

東京市神田區神保町一丁目五番地

發行者

上原才一郎

東京市神田區神保町一丁目五番地

發行所

光風館書店

(電話) 神田三〇八七番
(振替) 口座東京三二七番

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者

根本力三

大日本印刷株式會社



吉田彌平編 修正二十三版

昭和九年十二月二十六日
文部省檢定済

中國文教科書

和裝全拾冊

光風館編輯所編

中國文教科書教授備考

洋裝全拾冊
(非賣品)

